

令和元年度環境省大臣官房環境計画課委託

令和元年度「2018年度から2019年度までの地方公共団体実行計画
策定・管理等支援システムのプロジェクト管理支援及び政策的助言等」
に係る委託業務

令和元年度地方公共団体における 地球温暖化対策の推進に関する法律施行状況調査 調査結果報告書

令和2年3月

令和2年3月

株式会社 野村総合研究所

株式会社 野村総合研究所

目次

第1章 調査の概要	1
1. 調査の目的	1
2. 調査の方法	1
3. 調査対象	3
4. 調査内容	4
5. 回答状況	4
6. 分析結果についての留意点	4
第2章 施行状況調査結果の概要	5
1. 本章の構成	5
(1) 調査結果のPDCAサイクルに沿った分類	5
(2) テーマ型分析	5
2. 地方公共団体実行計画（事務事業編）	6
(1) Plan	6
(2) Do	10
(3) Check	14
(4) Act	19
3. 地方公共団体実行計画（区域施策編）	21
(1) Plan	21
(2) Do	29
(3) Check	36
(4) Act	43
4. テーマ別分析	45
(1) 地域エネルギー事業の実施状況	45
(2) 気候変動適応に関する取組状況	48
(3) 地域循環共生圏に関する取組状況	51
(4) 国際イニシアチブへの参加状況	52
第3章 施行状況調査詳細	55
1. 基礎情報	55
(1) 団体区分	55
(2) 団体内の体制	56
(3) 地球温暖化対策の推進等を目的とする条例の制定状況	61
(4) 一部事務組合及び広域連合の事務内容	63

(5)	地域エネルギー事業の実施状況	65
(6)	特定事業者及び特定事業所排出者該当可否	69
2.	事務事業に関する事項	70
(1)	実行計画（事務事業編）の策定・改定状況	70
(2)	実行計画（事務事業編）の目標設定と対象	94
(3)	実行計画（事務事業編）の進行管理の仕組み	108
(4)	事務事業に関する再生可能エネルギーの導入の取組状況	114
(5)	事務事業に関する吸収源対策の取組状況	117
(6)	地球温暖化対策としての物品購入の配慮に係る事項の取組状況	120
(7)	実行計画（事務事業編）の点検の実施状況等	124
(8)	実行計画（事務事業編）の見直し	143
(9)	地方公共団体が講ずべき措置「特に都道府県に期待される役割」の中で取り組んで いるもの	151
(10)	算定対象となる施設の把握	153
(11)	地方公共団体実行計画（事務事業編）の対象としている施設	163
(12)	再生可能エネルギー又は未利用エネルギーを活用するための設備の導入状況	172
(13)	温室効果ガス削減に向けて実施している取組	177
(14)	職員に対する取組	179
3.	区域施策に関する事項	185
(1)	実行計画（区域施策編）の策定・改定状況	185
(2)	実行計画（区域施策編）の目標設定と対象	206
(3)	実行計画（区域施策編）の進行管理の仕組み	307
(4)	区域施策に関する吸収源対策の取組状況	311
(5)	国の「地球温暖化対策計画」に基づく地方公共団体が講ずべき措置等の取組状況 ...	315
(6)	地方公共団体が講ずべき措置のうち「特に都道府県に期待される役割」の中で取り 組んでいるもの	332
(7)	実行計画（区域施策編）の点検の実施状況	334
(8)	実行計画（区域施策編）の見直し	350
(9)	エネルギー事業者からのデータ提供	359
4.	その他地球温暖化対策に関する事項	371
(1)	現在実施している地域の地球温暖化対策・施策	371
(2)	気候変動適応に関する取組状況	375
(3)	地域循環共生圏に関する取組状況	401
(4)	国際イニシアチブへの参加状況	405
5.	意見・要望	415
(1)	実行計画の策定・改定のために必要な行政支援	415
(2)	「地方公共団体実行計画策定・管理等支援システム」を利用した調査形式に関する	

意見・要望	423
(3) 環境省に対する意見、要望.....	424

参考資料

参考１．団体別の策定状況と最新の地方公共団体実行計画名称一覧

（１）地方公共団体実行計画（事務事業編）

（２）地方公共団体実行計画（区域施策編）

参考２．調査票

はじめに

国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（COP21）で採択されたパリ協定や平成 27 年 7 月に我が国が国連に提出した「日本の約束草案」を踏まえ、政府は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（平成 10 年法律第 117 号。以下「地球温暖化対策推進法」という。）に基づき、我が国の地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するための計画である「地球温暖化対策計画」を平成 28 年 5 月 13 日に閣議決定した。同計画は、我が国における 2030 年度の温室効果ガス排出量を 2013 年度比で 26%削減するとの中期目標の達成に向けて、各主体が取り組むべき対策や国の施策を明らかにしている。また、同目標達成への道筋を付けるとともに、長期的目標として 2050 年までに 80%の温室効果ガスの排出削減を目指すことを位置付けており、我が国が今後の地球温暖化対策を進めていく上での礎となるものである。

併せて、2030 年度の温室効果ガス排出量を 2013 年度比で 26%削減するとの国の方針に基づき、地球温暖化の現状や対策への理解と気運を高め、国民一人一人の自発的な行動を促進するために、地球温暖化対策推進法が一部改正され、平成 28 年 5 月 27 日に公布・施行された。

「地方公共団体実行計画」（通称「事務事業編」及び通称「区域施策編」の二つから構成）は、地球温暖化対策推進法第 21 条に基づき、都道府県及び市町村に対し、地域における地球温暖化対策の推進のために策定が求められている。また、特別区、一部事務組合及び広域連合にも、地方自治法（昭和 22 年 4 月 17 日法律第 67 号）により地球温暖化対策推進法第 21 条が適用又は準用されている。

地方公共団体実行計画（事務事業編）は、地球温暖化対策推進法第 21 条第 1 項に基づき、都道府県及び市町村が、「地球温暖化対策計画」に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画である。これは、全ての都道府県、市町村、特別区、一部事務組合及び広域連合に策定が義務付けられている。

地方公共団体実行計画（区域施策編）は、地球温暖化対策推進法第 21 条第 3 項に基づき、都道府県、指定都市及び中核市（施行時特例市を含む。）が、「地球温暖化対策計画」に即して、その区域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の抑制等を行うための施策に関する事項を定める計画である。全ての都道府県、指定都市及び中核市（施行時特例市を含む。）に策定が義務付けられている。また、その他の市町村（特別区を含む。）についても、策定・実施に努めることが期待されている。

このため、環境省では、「地方公共団体実行計画（事務事業編）」、「地方公共団体実行計画（区域施策編）」の策定状況等を毎年度調査しており、今般、令和元年 10 月 1 日現在の調査結果を取りまとめた。

第1章 調査の概要

1. 調査の目的

本調査は、地方公共団体における地方公共団体実行計画の策定及び計画内容の高度化等の促進を図るため、地球温暖化対策推進法の施行状況の実態を把握するものである。具体的には、地方公共団体実行計画の策定状況、計画策定上の課題、計画の推進体制、地球温暖化対策・施策の実施状況等の調査・分析を行い、その結果を地方公共団体等に活用可能な形で提供することを目的としている。

2. 調査の方法

地方公共団体実行計画の策定状況等を調査する方法として、アンケート形式による調査を行った。

調査は、①事前登録（各団体の連絡先及び実行計画策定状況等を把握）と②施行状況調査の2段階で行った。事前登録は各団体へMicrosoft Excel ファイル調査票を配布し、電子メール又は郵送により回収した。本調査は、調査対象団体の負担軽減や調査票の回収を円滑に行うことを目的として、「地方公共団体実行計画策定・管理等支援システム」での調査を実施した。「地方公共団体実行計画策定・管理等支援システム」による回答ができない団体については、電子メール又は郵送により調査票を回収した。

調査の実施期間、調査票の配布・回収方法は以下のとおり。

- 実施期間

- ① 事前登録 : 2019年9月2日から2020年2月28日まで

- ② 施行状況調査 : 2019年10月1日から2020年3月12日まで

- 配布方法

- ① 事前登録

- 環境省地方環境事務所を通して、地方公共団体へ依頼文・Microsoft Excel ファイル調査票等を配布した。市町村（特別区含む。）及び地方公共団体の組合（一部事務組合及び広域連合）へは都道府県を経由した。

- ② 施行状況調査

- 事前登録に御回答いただいた各団体のメールアドレスに対し「地方公共団体実行計画策定・管理等支援システム」のアカウントを発行した。アカウントの発行が完了した団体分については、「地方公共団体実行

計画策定・管理等支援システム」上で調査を実施した。「地方公共団体
実行計画策定・管理等支援システム」を使用できない団体については、
電子メール又は郵送による調査票の配布を行った。

● 回収方法

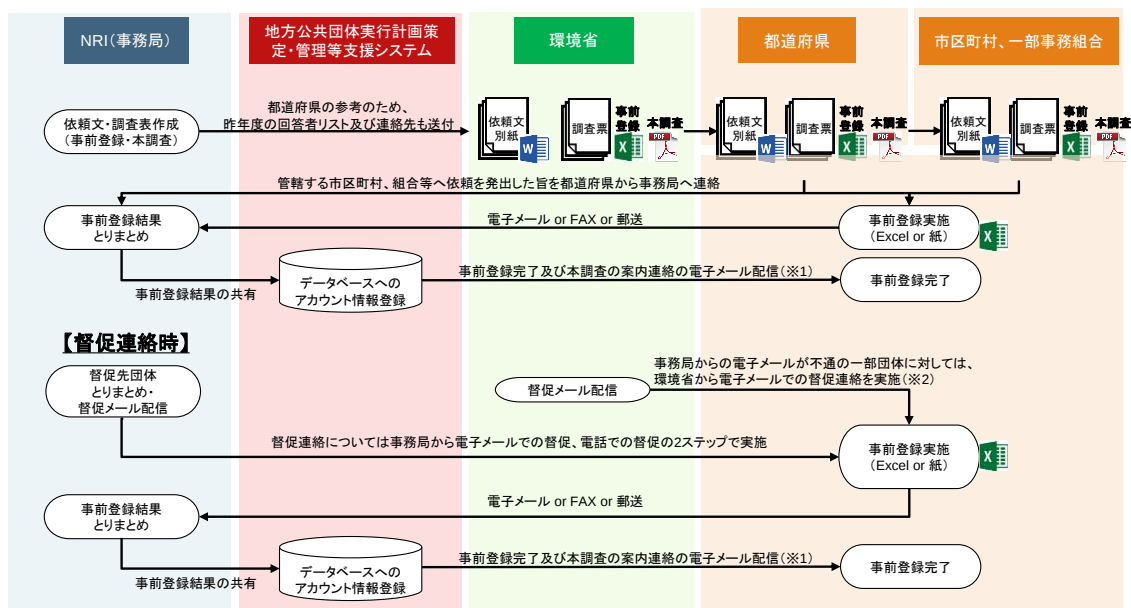
① 事前登録

電子メールにより回収した。電子メールによる回答ができない団体については、郵送またはFAXにより調査票を回収した。

② 施行状況調査

「地方公共団体実行計画策定・管理等支援システム」により回収した。
「地方公共団体実行計画策定・管理等支援システム」による回答ができない団体については、電子メール又は郵送により調査票を回収した。

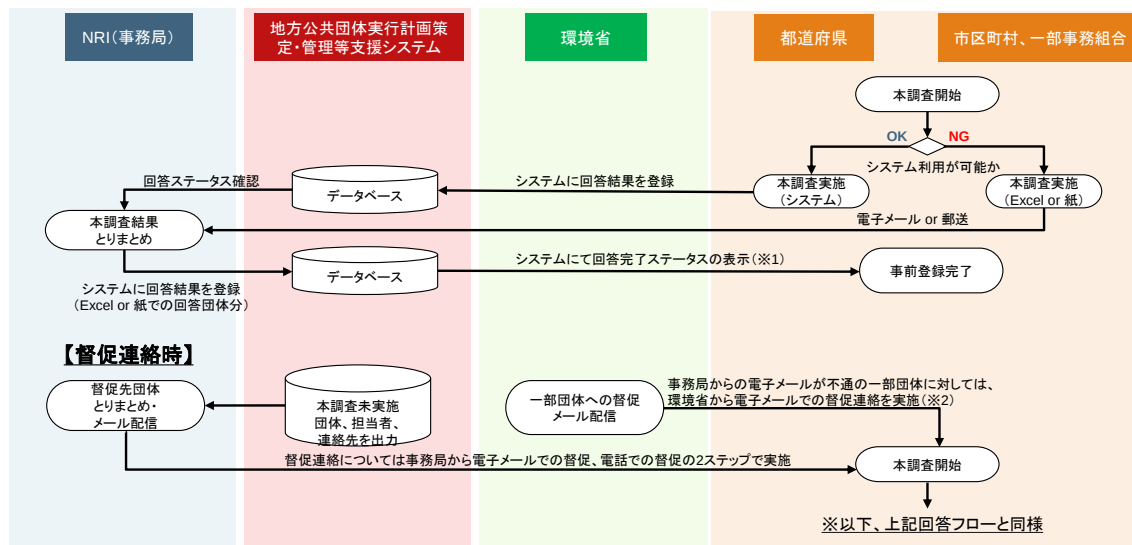
図表 1 調査フロー【事前登録】



※1...電子メールでの連絡ができない団体については、電話連絡を実施。

※2...「lg.jp」のアドレスを持つ一部団体については、事務局からの電子メールが不通となるため、対象団体を環境省に共有の上、環境省から督促連絡(電子メール)を実施。

図表 2 調査フロー【本調査】



3. 調査対象

都道府県及び市町村（特別区含む。）1,788 団体及び地方公共団体の組合（一部事務組合及び広域連合）1,561 団体の合計 3,349 団体を調査の対象とした。

図表 3 都道府県及び市町村（特別区含む。）の団体区分ごと対象団体数一覧

団体区分	対象団体数
都道府県	47
政令指定都市	20
中核市	58
施行時特例市	27
上記以外の市町村（特別区含む。） ¹	1,636
合計	1,788

地方公共団体の組合（一部事務組合及び広域連合）は、「全国地方公共団体コード」の「一部事務組合等コード」（平成 31 年 4 月 1 日現在）に記載されている 1,569 団体（同じ団体名称で「普通会計分」と「事業会計分」に分かれている団体については、一団体一回答とするため「事業会計分」を除いている。）を対象

¹ 本報告書では、政令指定都市・中核市・施行時特例市の総体を指す場合には「施行時特例市より人口規模が大きい市」、政令指定都市・中核市・施行時特例市に該当しない市区町村の総体を指す場合には「施行時特例市より人口規模が小さい市区町村」と表記している。なお、厳密には、中核市や施行時特例市には該当しないが、それと同等規模の団体も存在する点に留意する必要がある。

とした。しかし、調査開始後に他の団体と統合された団体、制度上廃止となっている団体、解散が確認された団体が 8 団体あったため、最終的な調査対象は 1,561 団体となった。このため、最終的に調査対象としたのは 3,349 団体である。

4. 調査内容

以下の 5 項目に関する設問を設定し、都道府県及び市町村（特別区含む。）については次の①～⑤の 5 項目、地方公共団体の組合（一部事務組合及び広域連合）については次の①、②及び⑤の 3 項目について調査を行った。

- ① 地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画の策定状況
- ② 事務事業における地球温暖化対策に関する事項
- ③ 区域施策における地球温暖化対策に関する事項
- ④ その他の地球温暖化対策に関する事項
- ⑤ 意見・要望

このため、基本的に①②⑤は全ての団体を対象としている一方、③④は都道府県及び市町村（特別区含む。）のみを対象としている。ただし、設問の内容によっては、実行計画の策定団体のみを対象とするなど、設問に応じて母集団が異なっている点に留意されたい。

5. 回答状況

- ① 事前登録では、調査対象 3,349 団体のうち 3,340 団体（回答率 99.7%）から回答を得た。都道府県及び市町村（特別区含む。）については全 1,788 団体から回答を得た。
- ② 施行状況調査では、調査対象 3,349 団体のうち 3,197 団体（回答率 95.4%）から回答を得た。都道府県及び市町村（特別区含む。）については全 1,788 団体から回答を得た。

6. 分析結果についての留意点

- 本調査結果の図表は、回答数又は団体数の構成比及び割合（百分率）で表すこととした。
- なお、設問ごとに回答対象団体が異なる、もしくは記入漏れ等による未回答団体があるため、設問によって回答団体数が異なる点留意されたい。
- 構成比及び割合は、小数点第 2 位以下を四捨五入し、小数点第 1 位までの値で表記しているため、全ての値の合計が 100%にならないことがある。
- 人口規模については、平成 31 年住民基本台帳（総務省統計局）の平成 31 年 1 月 1 日時点の人口を参照した。

第2章 施行状況調査結果の概要

1. 本章の構成

本章「施行状況調査結果の概要」では、事務事業編及び区域施策編の調査結果の概要を PDCA サイクルに沿った形で示し、次に特定のテーマに沿った分析を行っている。

(1) 調査結果の PDCA サイクルに沿った分類

地方公共団体実行計画の事務事業編及び区域施策編は PDCA サイクルを基に推進されていることから、本調査の結果についても事務事業編と区域施策編に分け、それぞれを PDCA サイクルに沿った形で概要を示す。

図表 4 PDCA サイクルに沿った分類

	事務事業編	区域施策編
Plan	・ 策定・改定状況 ・ 未策定又は未改定の理由 ・ 共同策定の検討状況	・ 策定・改定状況 ・ 未策定又は未改定の理由 ・ 排出量の算定で困難だったこと ・ 策定又は改定過程で困難だったこと ・ 共同策定の検討状況 ・ 直近の目標設定の有無
Do	・ 実施・進行管理を円滑に行うための取組 ・ 各種措置の実施状況（再生可能エネルギーの導入、吸収源対策、物品購入の配慮に係る事項）	・ 進捗管理を協議・審議する場 ・ 各種対策・施策の実施状況（吸収源対策、再エネ施設に係る固定資産税減免、地域金融機関等との連携、報告・計画書制度等の整備・運用、低炭素型の都市・地域づくり、他団体との広域的な協調・連携） ・ 現在最も力を入れている地域の地球温暖化対策・施策
Check	・ 実施状況に関する点検のタイミング ・ 点検の対象 ・ 推進過程で困っていること ・ 点検結果・評価の公表方法 ・ 直近の進捗状況に係る評価 ・ 中間見直しの予定の有無	・ 策定後の排出量の算定や対策・施策効果の把握の状況 ・ 進捗評価結果の公表方法 ・ 進捗評価結果に係る評価、順調・困難な要因 ・ 推進過程で困っていること ・ 中間見直しの予定の有無
Act	・ 計画期間終了後の円滑な改定 ・ 点検結果の活用	・ 計画期間終了後の円滑な改定 ・ 点検結果の活用

(2) テーマ型分析

テーマ型の分析として、「地域エネルギー事業の実施状況」及び「気候変動適応に関する取組状況」について、概要を記述する。

2. 地方公共団体実行計画（事務事業編）

（1）Plan

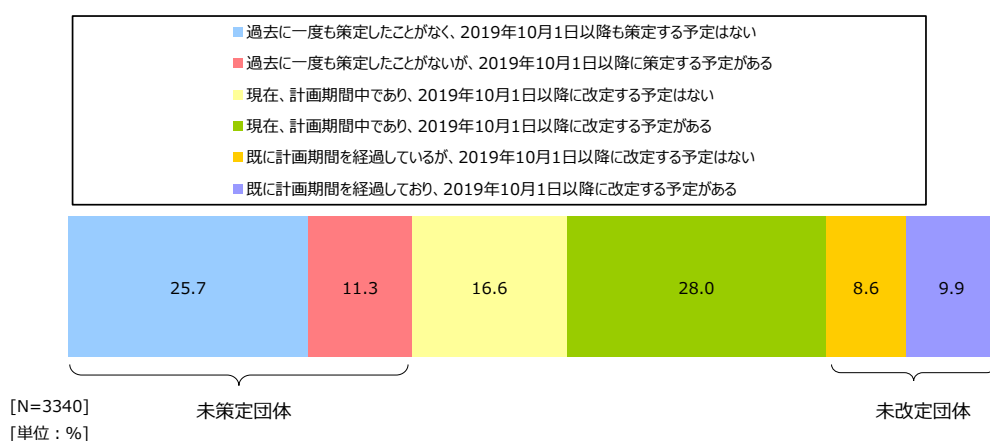
1） 令和元年 10 月 1 日現在の事務事業編の策定・改定状況

実行計画（事務事業編）を策定済みで、かつ計画期間中の団体は、回答団体全体の 44.6%である。

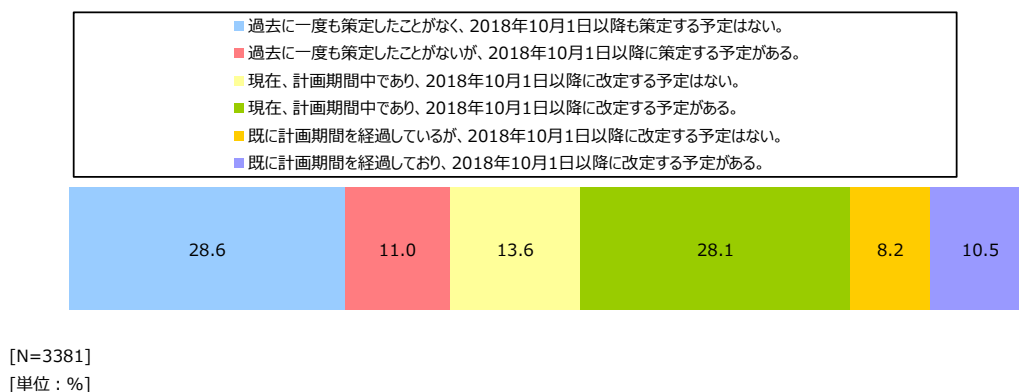
回答団体全体の 37.0%が、過去に一度も策定したことのない“未策定団体”であり、その内、回答団体全体の 11.3%は今後策定予定があると回答しているが、25.7%は今後も策定する予定がないと回答している。

また、全体の 18.5%が、計画期間を経過している“未改定団体”であり、その内、回答団体全体の 9.9%は今後改定予定があると回答しているが、8.6%は改定する予定がないと回答している。実行計画（事務事業編）策定済団体数は昨年度調査での 2,018 団体から 2,104 団体に増加した。

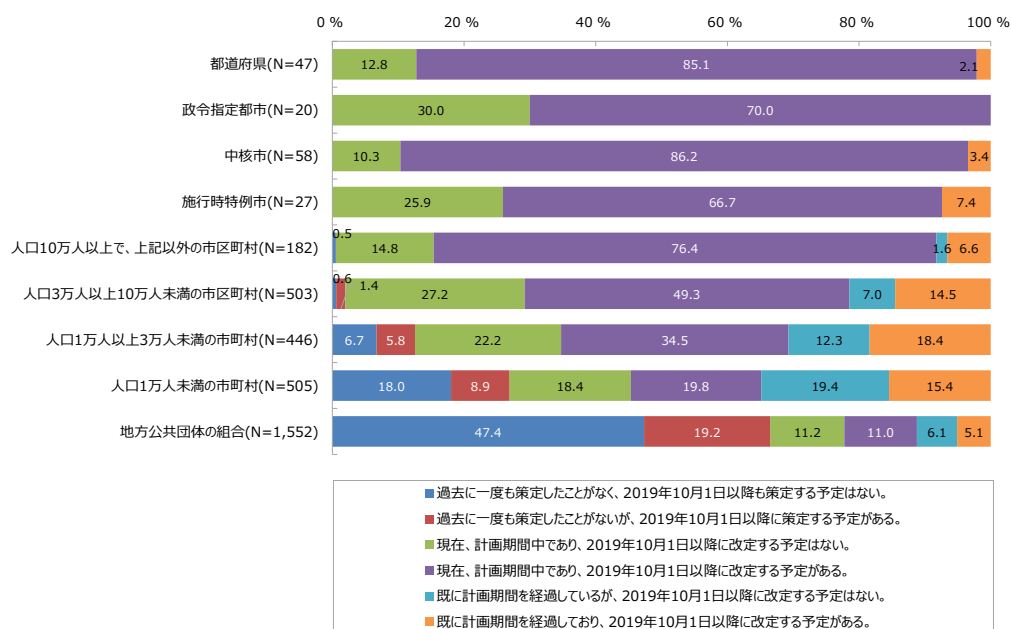
図表 5 令和元年 10 月 1 日現在の事務事業編の策定・改定状況



図表 6 平成 30 年 10 月 1 日現在の事務事業編の策定・改定状況【昨年度調査】



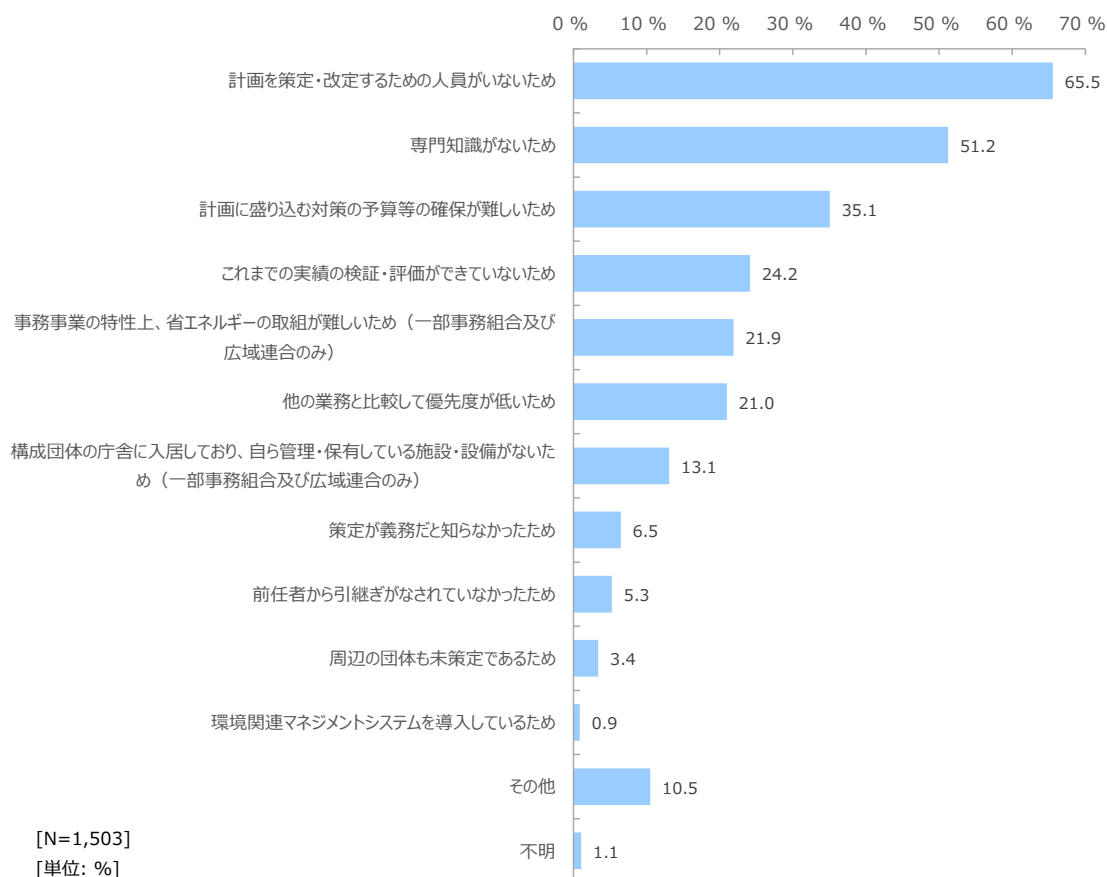
図表 7 令和元年 10 月 1 日現在の事務事業編の策定・改定状況
【団体区分別】



2) 事務事業編が未策定又は計画期間を過ぎていても未改定の理由

実行計画（事務事業編）が現時点で未策定又は計画期間が過ぎていても未改定の団体について、事務事業編が未策定又は計画期間を過ぎていても未改定の理由としては、「計画を策定・改定するための人員がいないため。」（65.5%）が最も多く、「専門知識がないため。」（51.2%）、「計画に盛り込む対策の予算等の確保が難しいため。」（35.1%）、「これまでの実績の検証・評価ができていないため。」（24.2%）、「事務事業の特性上、省エネルギーの取組が難しいため。（一部事務組合及び広域連合のみ）」（21.9%）と続く。

図表 8 事務事業編が未策定又は計画期間を過ぎていても未改定の理由²



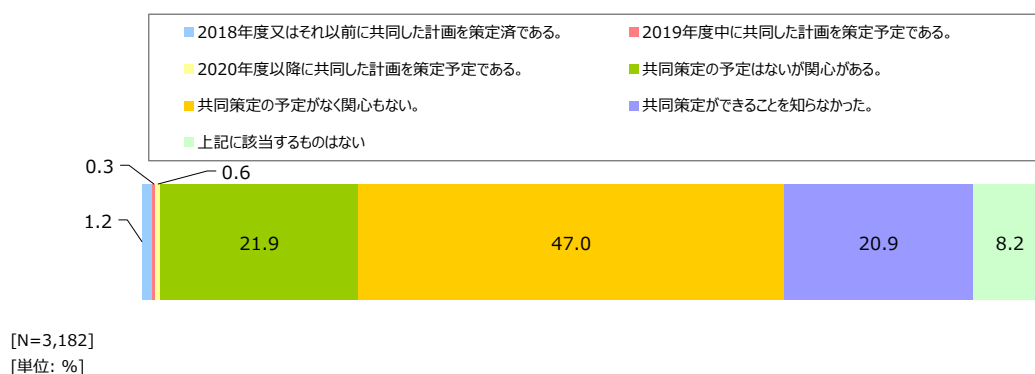
² 該当する選択肢を複数選択する設問（回答可能な選択肢数に制限は無し）。図表中の%数は該当選択肢を選択した団体の割合を示す。図表中の N 数は回答団体数を示す。

3) 事務事業編の共同策定の検討状況

回答団体全体における事務事業編の共同策定の検討状況を見ると、「共同策定の予定がなく関心もない。」(47.0%) が最も多く、「共同策定の予定はないが関心がある。」(21.9%)、「共同策定ができることを知らなかった。」(20.9%) と続く。

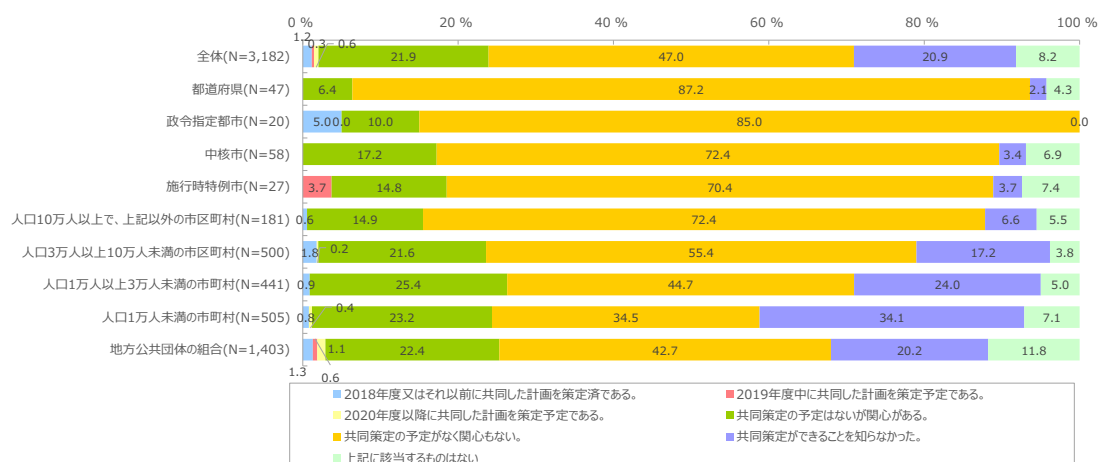
なお、昨年度調査と比べ、策定済又は策定予定の団体は 1.9%から 2.1%に増加した。一方、「共同策定ができることを知らなかった。」と回答した団体の割合は昨年度の 22.2%から 20.9%に減少しているものの、制度の周知は引き続き課題となっている

図表 9 事務事業編の共同策定の検討状況



地方公共団体の区分別に見ると、人口 10 万人未満の市区町村や地方公共団体の組合において、「共同策定の予定はないが関心がある。」と回答した団体は 2 割以上存在している。一方、「共同策定ができることを知らなかった。」と回答した団体も 2 割以上存在している。

図表 10 事務事業編の共同策定の検討状況【団体区分別】

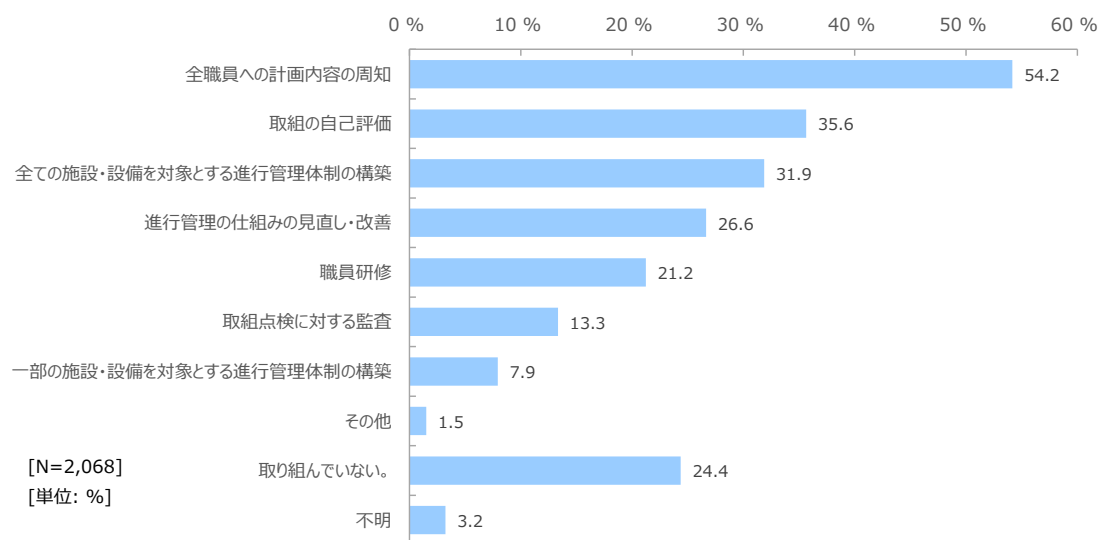


(2) Do

1) 事務事業編の実施・進行管理を円滑に行うために取り組んでいるもの

事務事業編を策定済みの団体において、事務事業編の実施・進行管理を円滑に行うために取り組んでいるものとしては、「全職員への計画内容の周知」(54.2%)が最も多く、「取組の自己評価」(35.6%)、「全ての施設・設備を対象とする進行管理体制の構築」(31.9%)、「進行管理の仕組みの見直し・改善」(26.6%)と続く。

図表 11 事務事業編の実施・進行管理を円滑に行うために
取り組んでいるもの³

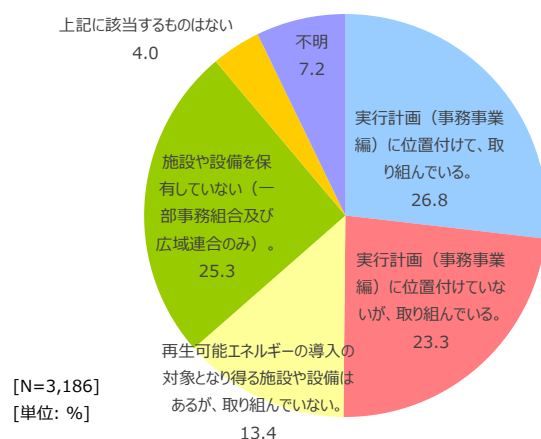


³ 該当する選択肢を複数選択する設問（回答可能な選択肢数に制限は無し）。図表中の%数は該当選択肢を選択した団体の割合を示す。図表中のN数は回答団体数を示す。

2) 再生可能エネルギー導入の取組状況

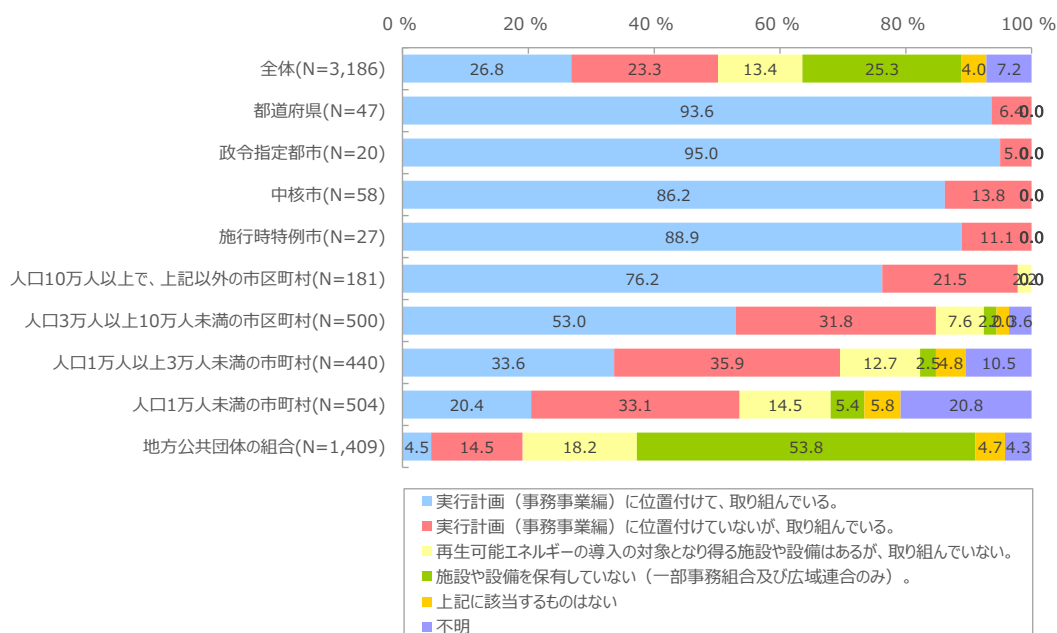
回答団体全体における再生可能エネルギー導入の取組状況について、「実行計画（事務事業編）に位置付けて、取り組んでいる。」と回答した割合は26.8%である。「実行計画（事務事業編）に位置付けていないが、取り組んでいる。」と回答した割合は23.3%である。

図表 12 再生可能エネルギー導入の取組状況



地方公共団体の区分別に見ると、規模の大きな団体では「実行計画（事務事業編）に位置付けて、取り組んでいる。」、小規模な市町村では「実行計画（事務事業編）に位置付けていないが、取り組んでいる。」の割合が高い。一方、地方公共団体の組合では「施設や設備を保有していない。」の割合が最も高い。

図表 13 再生可能エネルギー導入の取組状況【団体区分別】



都道府県・市町村（特別区含む。）における再生可能エネルギー又は未利用エネルギーの導入状況を見ると、都道府県、人口 10 万人以上の市区町村については、どの団体区分においても概ね 9 割以上の団体が「太陽光発電」を導入している。その他のエネルギーに関しては、政令指定都市において導入している割合が高い。

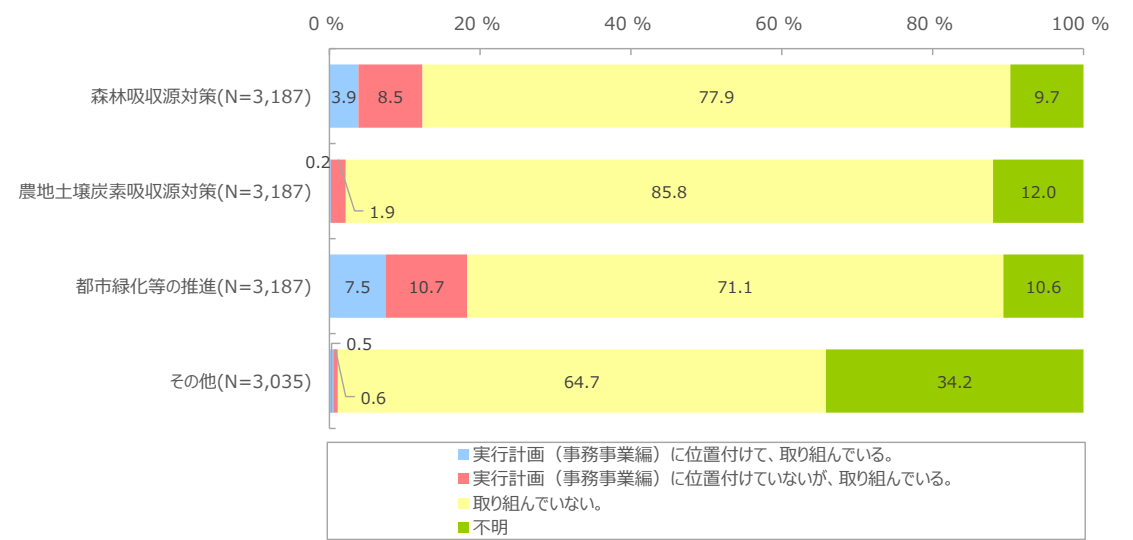
図表 14 再エネ又は未利用エネを活用するための設備の導入状況
【団体区分×エネルギー種類別】

	太陽光発電	風力発電	水力発電	地熱発電	バイオマス発電	廃棄物発電	その他発電	太陽熱利用	地中熱利用	温水熱利用	バイオマス熱利用	廃棄物熱利用	温泉熱利用	温度差エネルギー利用	その他熱利用
全体(N=1,786)	76.7	1.5	6.6	0.7	6.0	13.5	2.6	8.0	1.5	11.1	9.8	1.3	2.1	2.3	8.0
都道府県(N=47)	95.7	4.3	42.6	0.0	23.4	2.1	2.1	23.4	4.3	31.9	4.3	6.4	14.9	10.6	23.4
政令指定都市(N=20)	100.0	5.0	70.0	0.0	50.0	0.0	5.0	40.0	5.0	45.0	70.0	0.0	0.0	25.0	40.0
中核市(N=58)	100.0	5.2	32.8	3.4	29.3	3.4	13.8	19.0	5.2	22.4	50.0	0.0	15.5	5.2	19.0
施行特別市(N=27)	100.0	3.7	22.2	0.0	25.9	7.4	11.1	18.5	3.7	11.1	48.1	3.7	3.7	11.1	18.5
人口10万人以上、上記以外の市区町村(N=182)	99.5	1.1	8.8	0.0	10.4	6.6	6.0	13.2	1.1	12.6	30.8	1.1	3.3	4.4	13.2
人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=503)	88.3	0.4	4.4	0.6	4.8	14.5	2.6	8.7	0.4	11.1	8.9	1.2	1.6	1.8	8.7
人口1万人以上3万人未満の市町村(N=445)	73.3	1.8	3.1	1.3	2.2	17.8	0.9	4.9	1.8	6.1	2.5	0.7	0.7	0.4	4.9
人口1万人未満の市町村(N=504)	53.4	1.6	1.4	0.4	1.8	14.5	1.0	3.4	1.6	10.5	1.0	1.8	0.8	1.2	3.4

3) 吸収源対策の取組状況

「森林吸収源対策」に取り組んでいる団体は 12.4%、農地土壌炭素吸収源対策」に取り組んでいる団体は 2.1%、「都市緑化等の推進」に取り組んでいる団体は 18.2%である。

図表 15 吸収源対策の取組状況

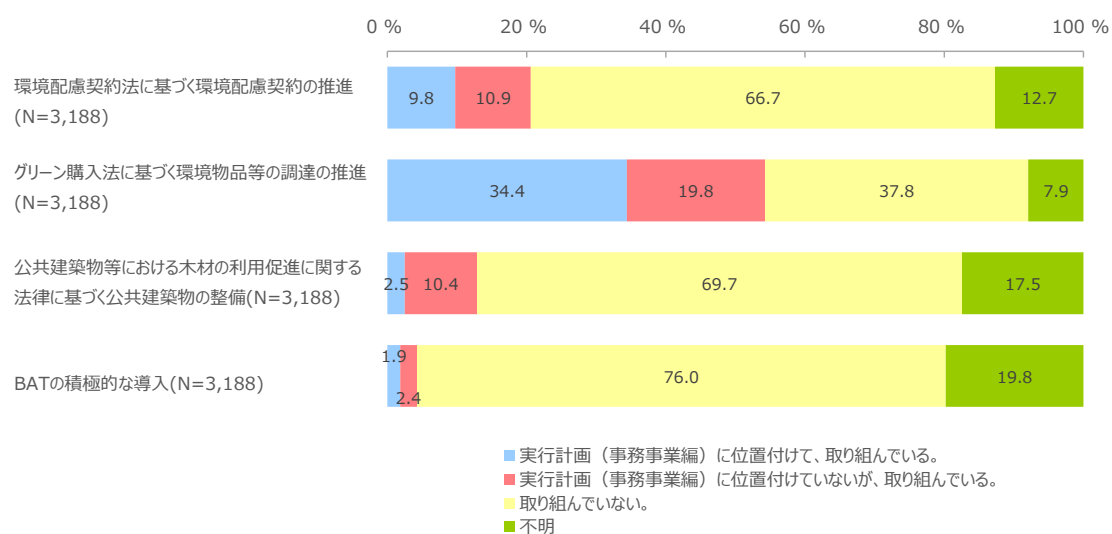


4) 物品購入の配慮に係る事項の取組状況

「環境配慮契約法に基づく環境配慮契約の推進」に取り組んでいる団体は20.7%、「グリーン購入法に基づく環境物品等の調達の推進」に取り組んでいる団体は54.2%と過半数を超えている。また、「公共建築物等における木材の利用促進に関する法律に基づく公共建築物の整備」に取り組んでいる団体は12.9%、「BATの積極的な導入」に取り組んでいる団体は4.3%である。

注)「BAT (Best Available Technology)」とは「利用可能な最善の技術」の略称で、環境対策を行うにあたり、その時点で考えられる最も優れた技術や設備を選ぶ考え方を指す。

図表 16 物品購入の配慮に係る事項の取組状況

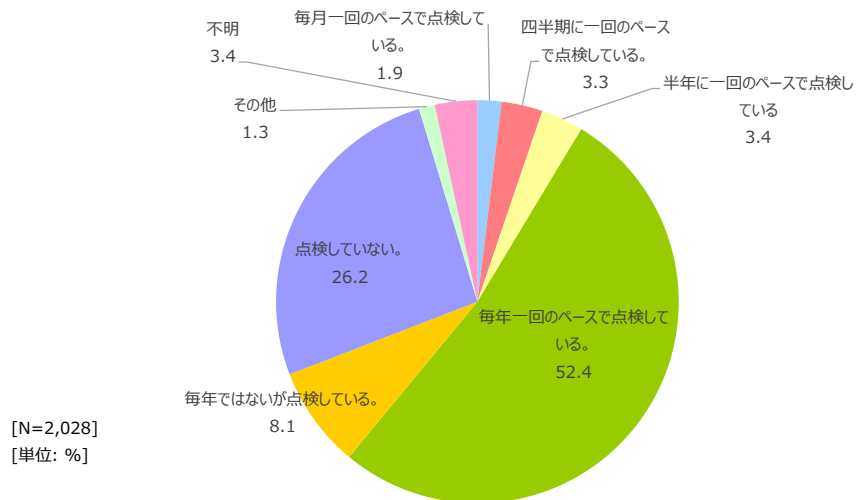


(3) Check

1) 事務事業編の実施状況に関する点検のタイミング

事務事業編を策定済みの団体における事務事業編の実施状況に関する点検のタイミングは、「毎年一回のペースで点検している。」(52.4%) が最も多く、「点検していない。」(26.2%)、「毎年ではないが点検している。」(8.1%) と続く。

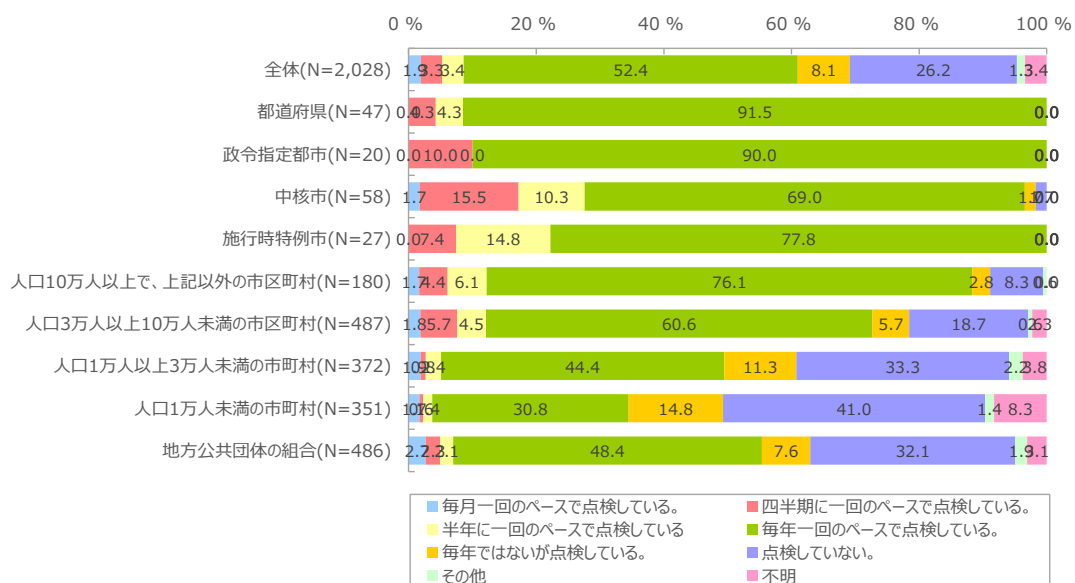
図表 17 事務事業編の実施状況に関する点検のタイミング



地方公共団体の区分別に見ると、「毎年一回のペースで点検している。」団体が多いが、人口3万人未満の市町村や地方公共団体の組合では「点検していない。」と回答した団体も3割以上存在する。

図表 18 事務事業編の実施状況に関する点検のタイミング

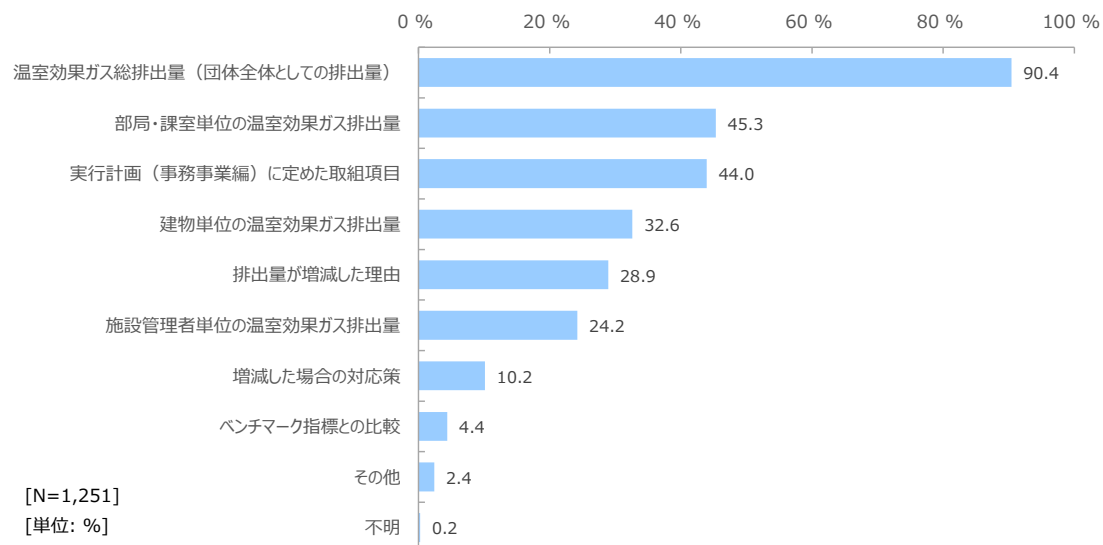
【団体区分別】



2) 事務事業編における点検の対象

事務事業編の点検を行っているという回答した団体において、点検の対象は、「温室効果ガス総排出量（団体全体としての排出量）」（90.4%）が最も多く、「部局・課室単位の温室効果ガス排出量」（45.3%）、「実行計画（事務事業編）に定めた取組項目」（44.0%）、「建物単位の温室効果ガス排出量」（32.6%）と続く。

図表 19 事務事業編における点検の対象⁴

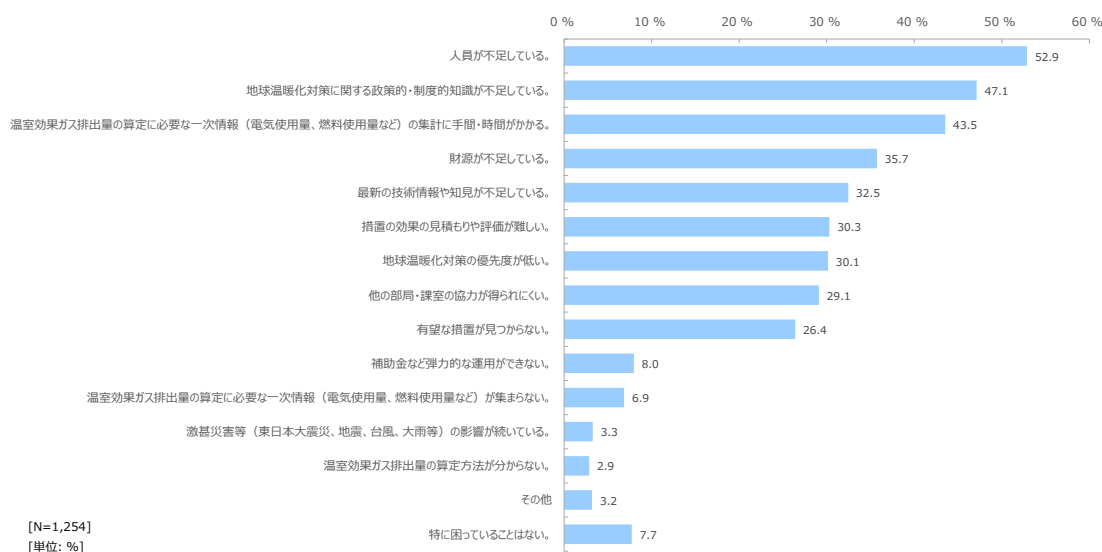


⁴ 該当する選択肢を複数選択する設問（回答可能な選択肢数に制限は無し）。図表中の%数は該当選択肢を選択した団体の割合を示す。図表中の N 数は回答団体数を示す。

3) 事務事業編の推進過程で困っていること

事務事業編の点検を行っている団体において、事務事業編の推進過程で困っていることとしては、「人員が不足している。」(52.9%) が最も多く、「地球温暖化対策に関する政策的・制度的知識が不足している。」(47.1%)、「温室効果ガス排出量の算定に必要な一次情報（電気使用量、燃料使用量など）の集計に手間・時間がかかる。」(43.5%)、「財源が不足している。」(35.7%)、「最新の技術情報や知見が不足している。」(32.5%) と続く。

図表 20 事務事業編の推進過程で困っていること⁵

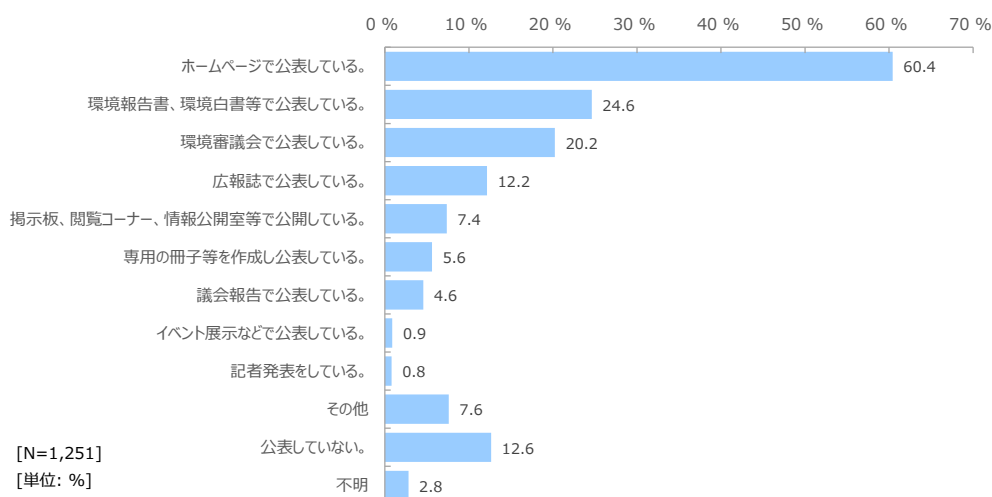


⁵ 該当する選択肢を複数選択する設問（回答可能な選択肢数に制限は無し）。図表中の%数は該当選択肢を選択した団体の割合を示す。図表中の N 数は回答団体数を示す。

4) 事務事業編の点検結果・評価の公表方法

事務事業編の点検を行っている団体における事務事業編の点検結果・評価の公表方法は、「ホームページで公表している。」(60.4%)が最も多く、「環境報告書、環境白書等で公表している。」(24.6%)、「環境審議会で公表している。」(20.2%)と続く。「公表していない。」団体も12.6%存在する。

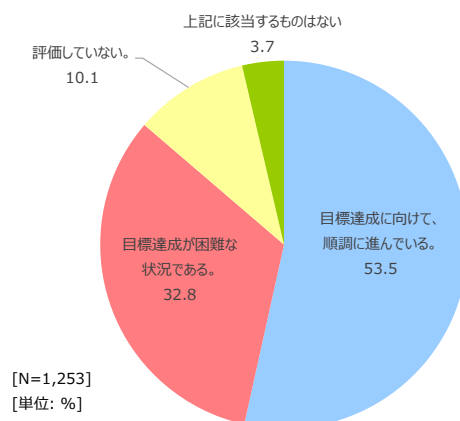
図表 21 事務事業編の点検結果・評価の公表方法⁶



5) 事務事業編の直近の進捗状況に係る担当部局としての評価

事務事業編の点検を行っている団体における事務事業編の直近の進捗状況に係る担当部局の評価について、「目標達成に向けて、順調に進んでいる。」と回答した団体は53.5%である。

図表 22 事務事業編の直近の進捗状況に係る担当部局としての評価

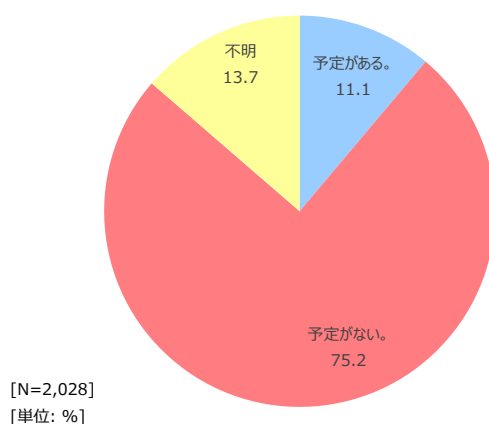


⁶ 該当する選択肢を複数選択する設問（回答可能な選択肢数に制限は無し）。図表中の%数は該当選択肢を選択した団体の割合を示す。図表中のN数は回答団体数を示す。

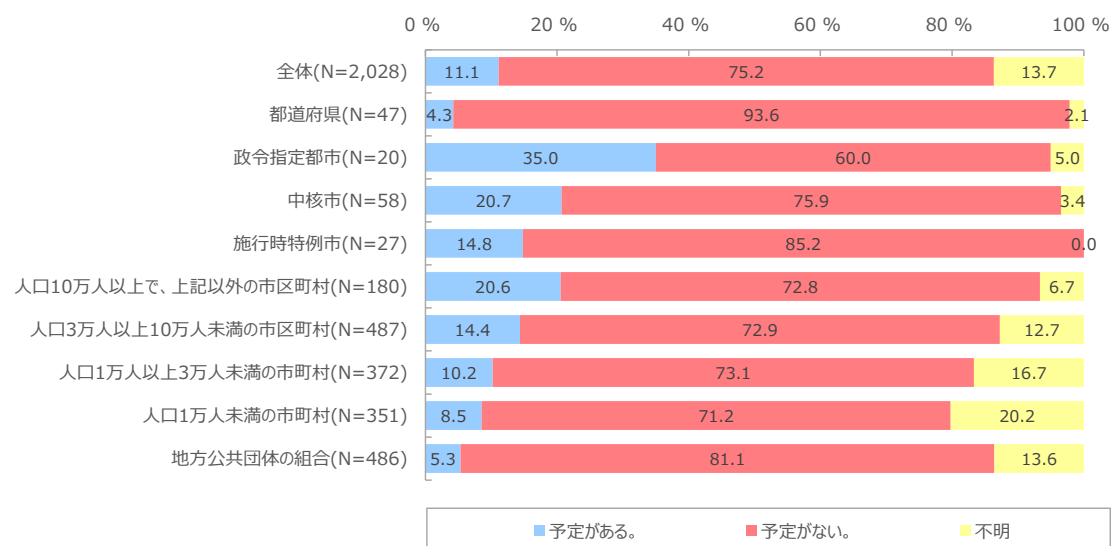
6) 事務事業編の直近における中間見直しの予定の有無

事務事業編を策定済みの団体のうち、中間見直しの予定がある団体は 11.1% である。

図表 23 事務事業編の直近における中間見直しの予定の有無



図表 24 事務事業編の直近における中間見直しの予定の有無
【団体区分別】

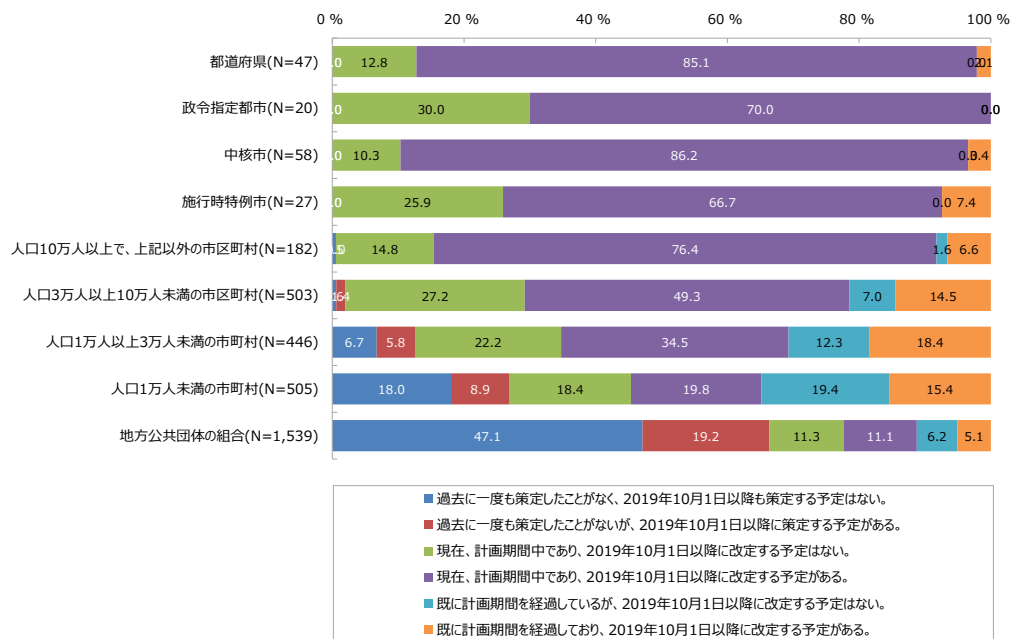


（４）Act

１） 計画期間終了後の円滑な改定

回答団体全体を対象に、地方公共団体の区分別に、最新の地方公共団体実行計画（事務事業編）の策定・改定状況を見ると、都道府県及び人口 10 万人以上の市町村（特別区含む。）においては策定済み団体のほとんどが計画期間中であるのに対し、それより規模の小さい市町村（特別区含む。）では計画期間終了後の円滑な改定が行われていない。

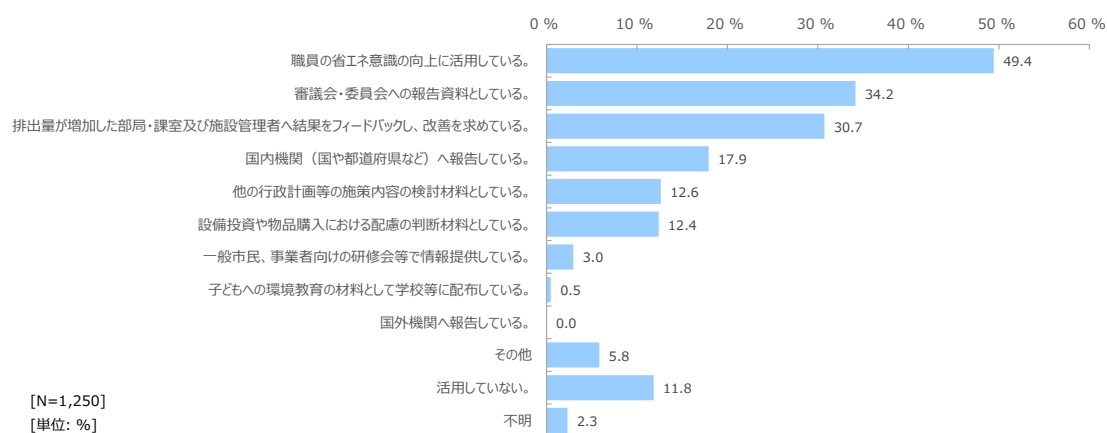
図表 25 事務事業編の策定・改定の状況



2) 点検結果の活用

事務事業編の点検を行っていると回答した団体における点検結果の公表以外の取り扱いとしては、「職員の省エネ意識の向上に活用している。」(49.4%)が最も多く、「審議会・委員会への報告資料としている。」(34.2%)、「排出量が増加した部局・課室及び施設管理者へ結果をフィードバックし、改善を求めている。」(30.7%)、「国内機関（国や都道府県など）へ報告している。」(17.9%)と続く。「活用していない。」団体も 11.8%存在している。

図表 26 事務事業編の点検結果の公表以外の取り扱い⁷



⁷ 該当する選択肢を複数選択する設問（回答可能な選択肢数に制限は無し）。図表中の%数は該当選択肢を選択した団体の割合を示す。図表中の N 数は回答団体数を示す。

3. 地方公共団体実行計画（区域施策編）

（1）Plan

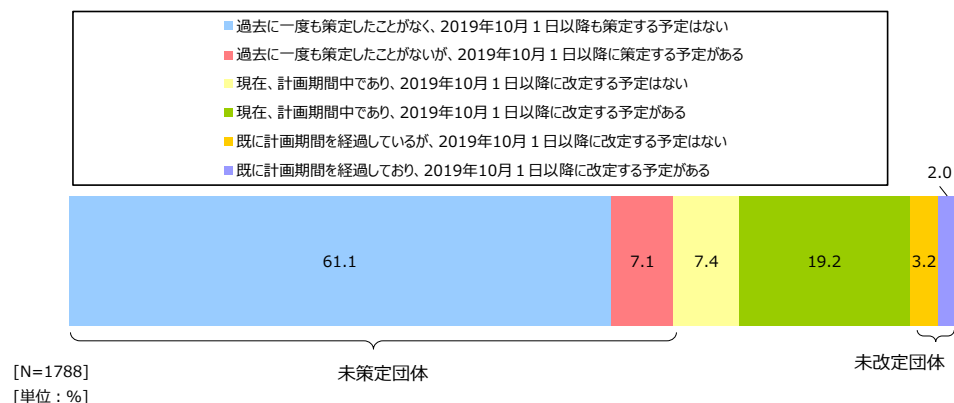
1） 令和元年 10 月 1 日現在の区域施策編の策定・改定状況

都道府県・市町村（特別区含む。）において、実行計画（区域施策編）を策定済みで、かつ計画期間中の団体は、全体の 26.6%である。

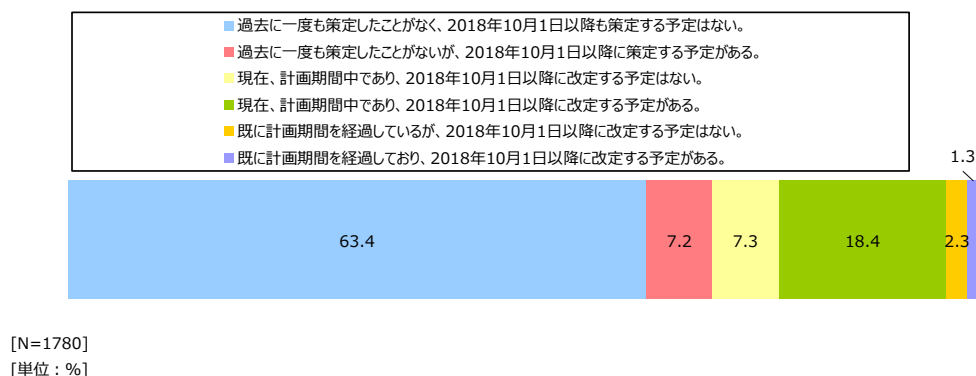
全体の 68.2%が、過去に一度も策定したことのない“未策定団体”であり、その内、回答団体全体の 7.1%は今後策定予定があると回答しているが、61.1%は今後も策定する予定がないと回答している。

また、全体の 5.2%が、計画期間を経過している“未改定団体”であり、その内、回答団体全体の 2.0%は今後改定予定があると回答しているが、3.2%は改定する予定がないと回答している。なお、実行計画（区域施策編）の策定済み団体は昨年度調査の 523 団体から 569 団体に増加した。

図表 27 令和元年 10 月 1 日現在の区域施策編の策定・改定状況



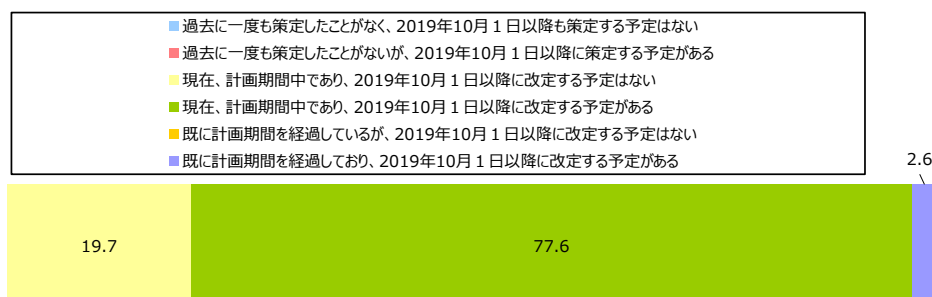
図表 28 平成 30 年 10 月 1 日現在の区域施策編の策定・改定状況
【昨年度調査】



地方公共団体の区分別に見ると、策定義務のある団体（都道府県、政令指定都市、中核市、施行時特例市）は、全ての団体が計画を策定済みとなっている。ただし、都道府県で2団体、政令指定都市、中核市でそれぞれ1団体、計画期間を経過した“未改定団体”が存在する。

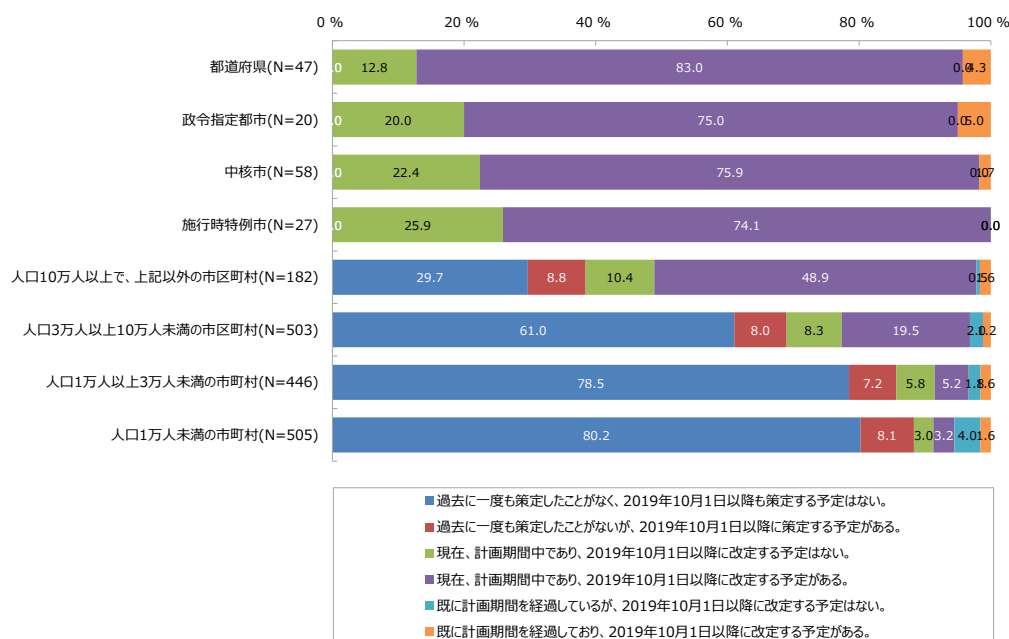
策定義務のない団体のうち、人口10万人以上の市町村（特別区含む。）の61.5%、人口3万人以上10万人未満の市町村（特別区含む。）の31.0%、人口1万人以上3万人未満の市町村の14.3%、人口1万人未満の市町村の11.7%が計画を策定している。

図表 29 令和元年10月1日現在の区域施策編の策定・改定状況
【策定義務のある団体】



[N=152]
[単位：%]

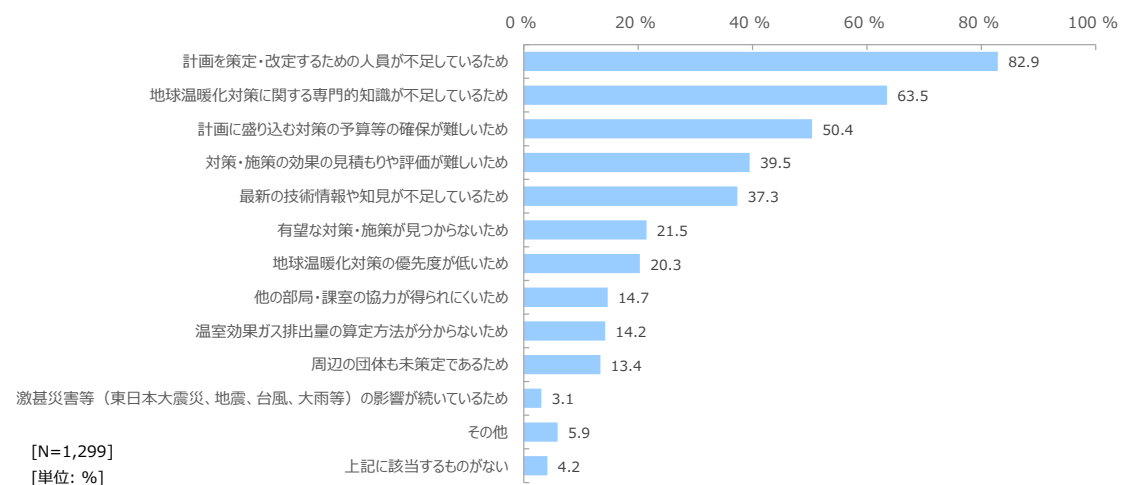
図表 30 令和元年10月1日現在の区域施策編の策定・改定状況
【団体区分別】



2) 区域施策編が未策定又は計画期間を過ぎていても未改定の理由

策定義務のない団体のうち、区域施策編を未策定・未改定の団体において、その理由としては、「計画を策定・改定するための人員が不足しているため。」(82.9%)が最も多く、「地球温暖化対策に関する専門的知識が不足しているため。」(63.5%)「計画に盛り込む対策の予算等の確保が難しいため。」(50.4%)、「対策・施策の効果の見積もりや評価が難しいため。」(39.5%)、「最新の技術情報や知見が不足しているため。」(37.3%)と続く。

図表 31 区域施策編が未策定又は計画期間を過ぎていても未改定の理由⁸

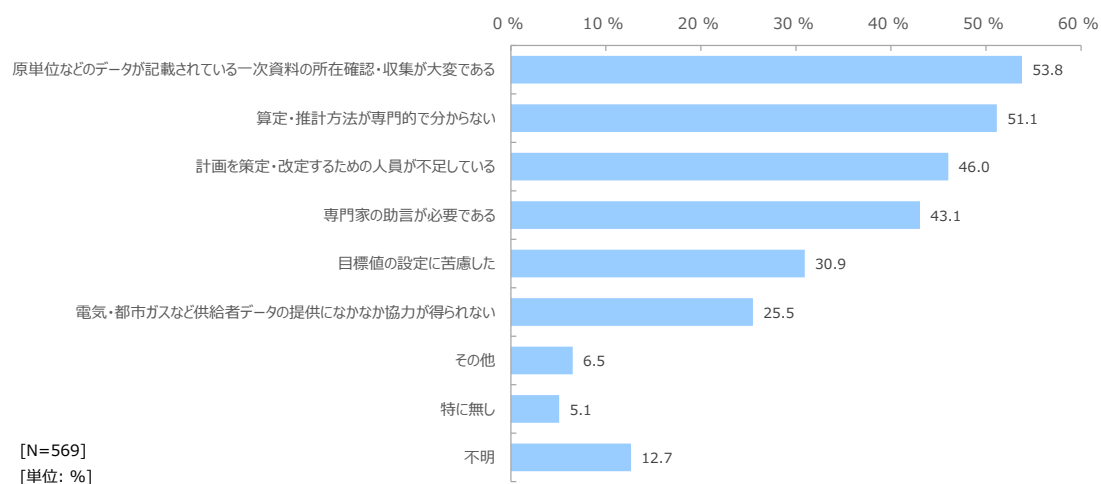


⁸ 該当する選択肢を複数選択する設問（回答可能な選択肢数に制限は無し）。図表中の%数は該当選択肢を選択した団体の割合を示す。図表中のN数は回答団体数を示す。

3) 区域施策編の温室効果ガス排出量の算定で困難だったこと

区域施策編を策定済みの団体において、温室効果ガス排出量の算定で困難だったこととしては、「原単位などのデータが記載されている一次資料の所在確認・収集が大変である。」(53.8%) が最も多く、「算定・推計方法が専門的で分からない。」(51.1%)、「計画を策定・改定するための人員が不足している。」(46.0%)、「専門家の助言が必要である。」(43.1%) と続く。

図表 32 区域施策編の温室効果ガス排出量の算定で困難だったこと⁹

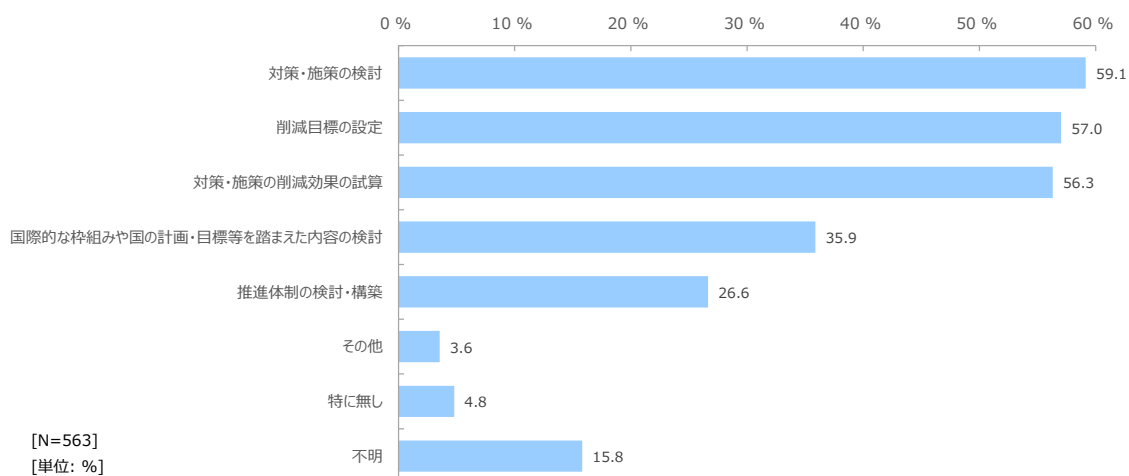


⁹ 該当する選択肢を複数選択する設問（回答可能な選択肢数に制限は無し）。図表中の%数は該当選択肢を選択した団体の割合を示す。図表中の N 数は回答団体数を示す。

4) 区域施策編の策定又は改定の過程で困難だったこと

区域施策編を策定済みの団体において、その策定又は改定の過程で困難だったこととしては、「対策・施策の検討」(59.1%)が最も多く、「削減目標の設定」(57.0%)と続く。

図表 33 区域施策編の策定又は改定の過程で困難だったこと¹⁰



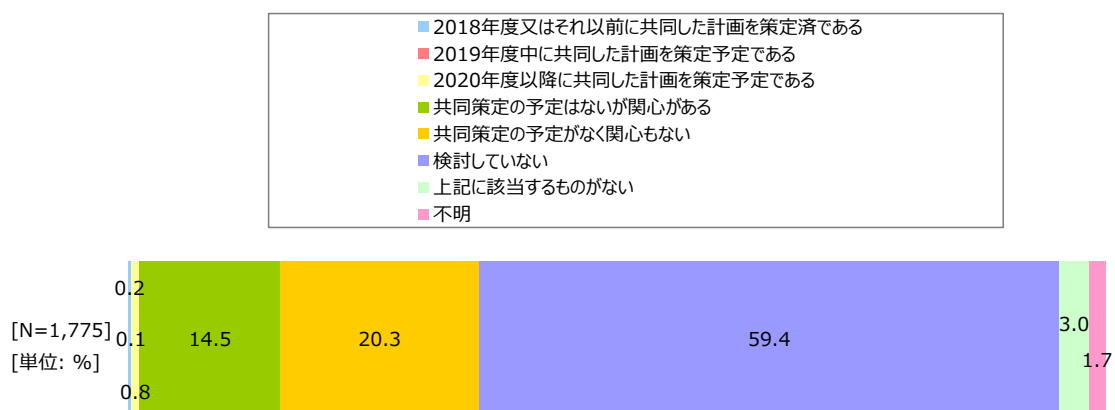
¹⁰ 該当する選択肢を複数選択する設問（回答可能な選択肢数に制限は無し）。図表中の%数は該当選択肢を選択した団体の割合を示す。図表中の N 数は回答団体数を示す。

5) 区域施策編の共同策定の検討状況

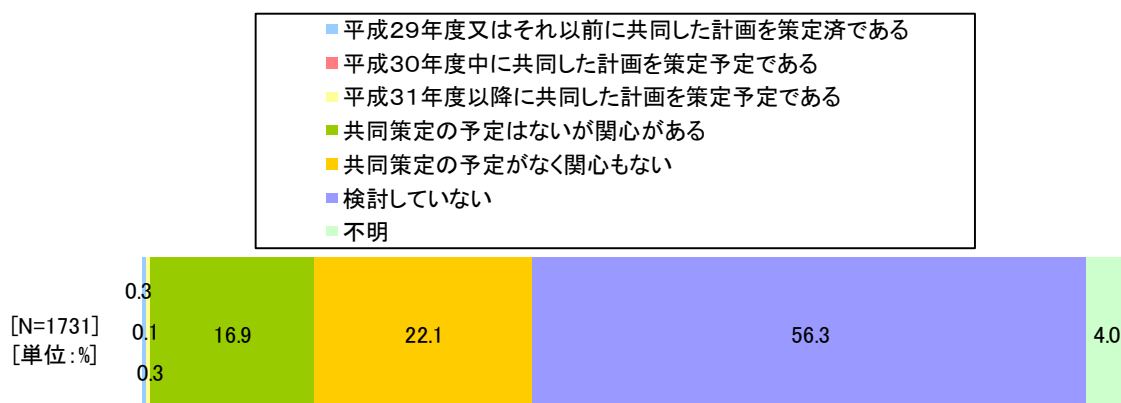
都道府県・市町村（特別区含む。）における区域施策編の共同策定の検討状況としては、「検討していない。」（59.4%）が最も多く、「共同策定の予定がなく関心もない。」（20.3%）、「共同策定の予定はないが関心がある。」（14.5%）と続く。

策定済又は策定予定の団体は昨年度の 0.7%から 1.1%に増加した。

図表 34 区域施策編の共同策定の検討状況

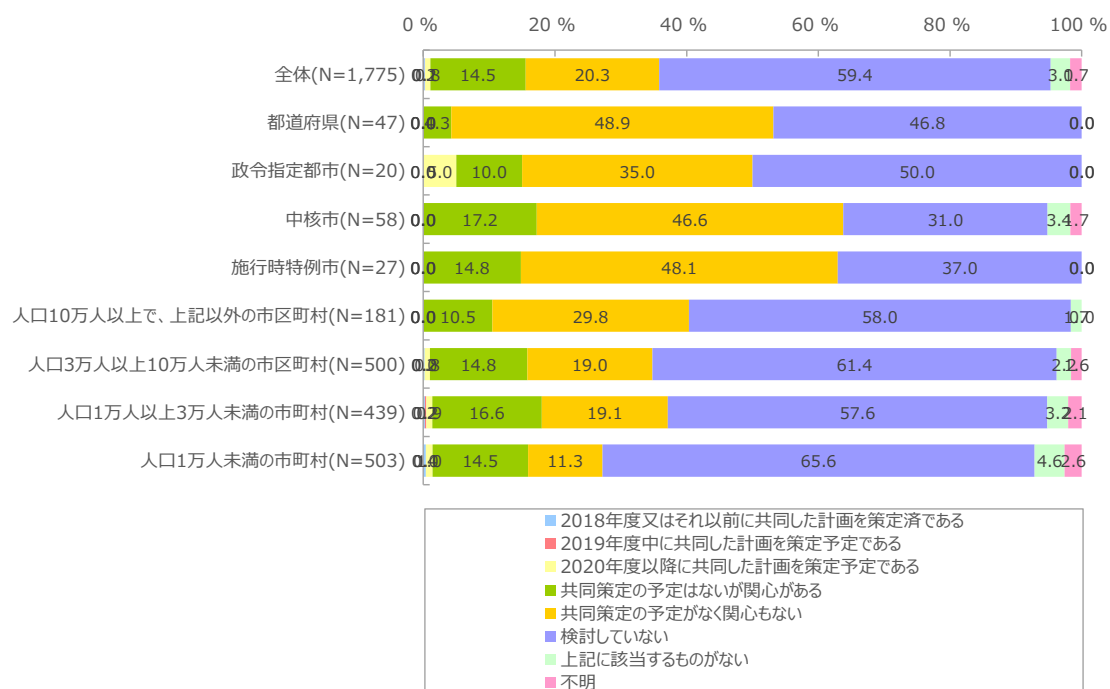


図表 35 区域施策編の共同策定の検討状況【昨年度調査】



地方公共団体の区分別に見ると、中核市以下の市区町村では 15%前後の団体が「共同策定の予定はないが関心がある」を選択している。

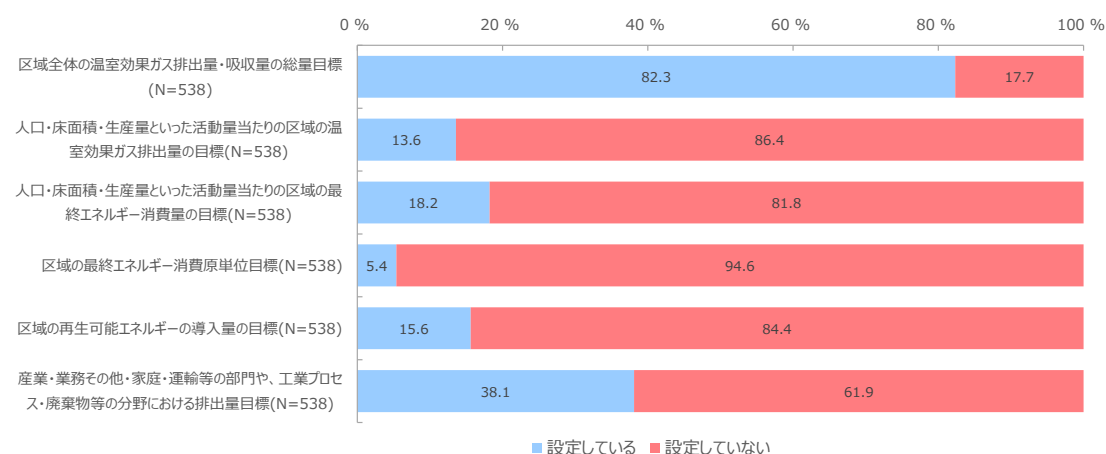
図表 36 区域施策編の共同策定の検討状況【団体区分別】



6) 区域施策編における直近の目標設定の有無

区域施策編を策定済みの団体において、設定している目標の種類を、設定している団体が多い順に並べると、「区域全体の温室効果ガス排出量・吸収量の総量目標」(82.3%)、「産業・業務その他・家庭・運輸等の部門や、工業プロセス・廃棄物等の分野における排出量目標」(38.1%)、「人口・床面積・生産量といった活動量当たりの区域の最終エネルギー消費量の目標」(18.2%)、「区域の再生可能エネルギーの導入量の目標」(15.6%)、「人口・床面積・生産量といった活動量当たりの区域の温室効果ガス排出量の目標」(13.6%)、「区域の最終エネルギー消費原単位目標」(5.4%)の順となる。

図表 37 区域施策編における直近の目標設定の有無

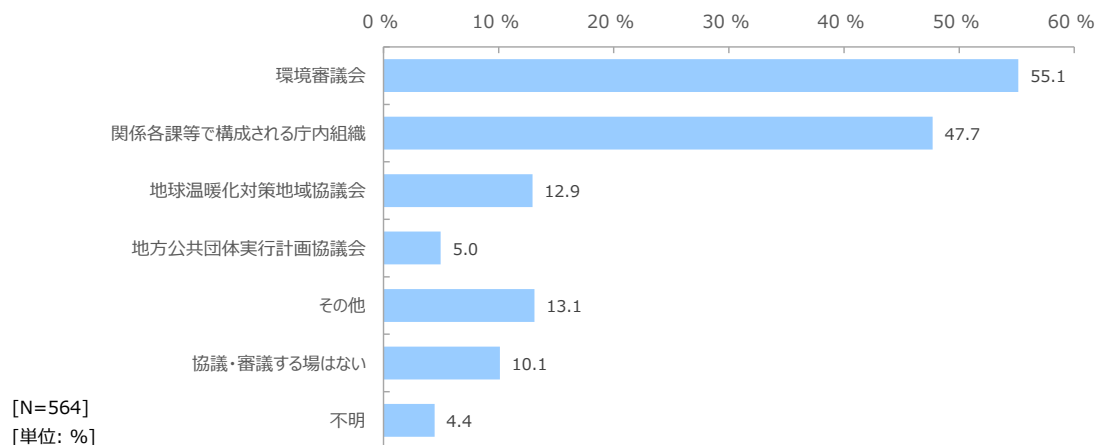


(2) Do

1) 区域施策編の進捗管理を協議・審議する場

区域施策編を策定済みの団体において、区域施策編の進捗管理を協議・審議する場としては、「環境審議会」(55.1%)が最も多く、「関係各課等で構成される庁内組織」(47.7%)、「地球温暖化対策地域協議会」(12.9%)と続く。

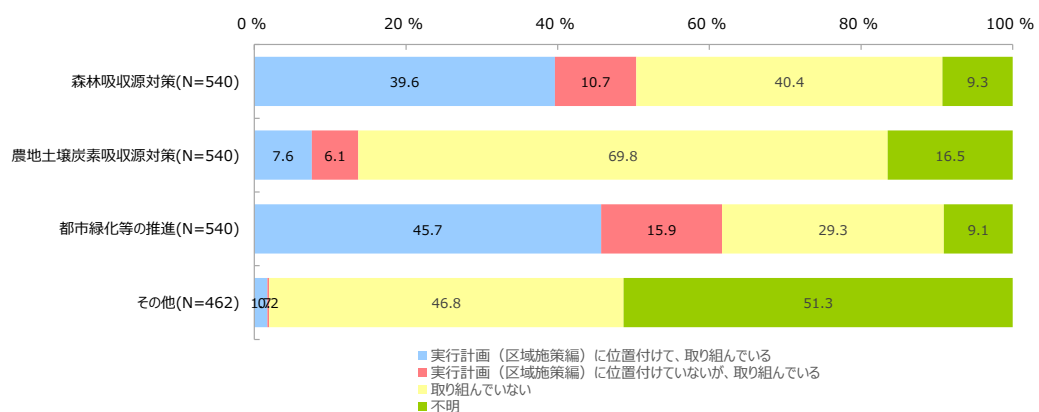
図表 38 区域施策編の進捗管理を協議・審議する場¹¹



2) 吸収源対策の取組状況

区域施策編を策定している団体においては、「都市緑化等の推進」については全体の61.6%が、「森林吸収源対策」については全体の50.3%が取り組んでいる。

図表 39 吸収源対策の取組状況 (区域施策編策定済団体のみ)

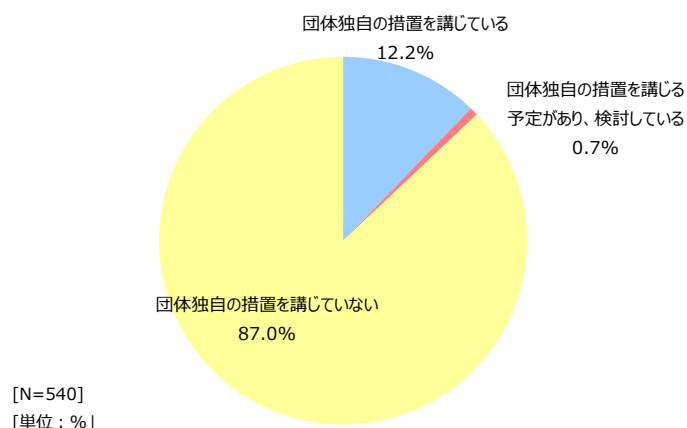


¹¹ 該当する選択肢を複数選択する設問(回答可能な選択肢数に制限は無し)。図表中の%数は該当選択肢を選択した団体の割合を示す。図表中のN数は回答団体数を示す。

3) 再エネ施設に係る固定資産税減免等の措置

回答団体全体のうち、区域施策編を策定している団体において、再エネ施設に係る固定資産税減免等の措置について「団体独自の措置を講じている。」と回答した団体は 12.2%、「団体独自の措置を講じる予定があり、検討している。」と回答した団体は 0.7%である

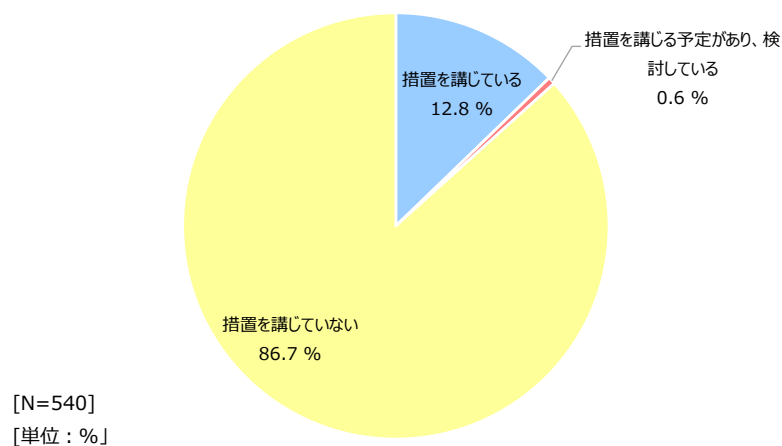
図表 40 再エネ施設に係る固定資産税減免等の措置
(区域施策編策定済団体のみ)



4) 地域金融機関等と連携した再エネ事業への金融上の措置

都道府県・市町村（特別区含む。）において、地域金融機関等と連携した再エネ事業への金融上の措置について「措置を講じている。」と回答した団体は 12.8%、「措置を講じる予定があり、検討している。」と回答した団体は 0.6%である。

図表 41 地域金融機関等と連携した再エネ事業への金融上の措置
(区域施策編策定済団体のみ)

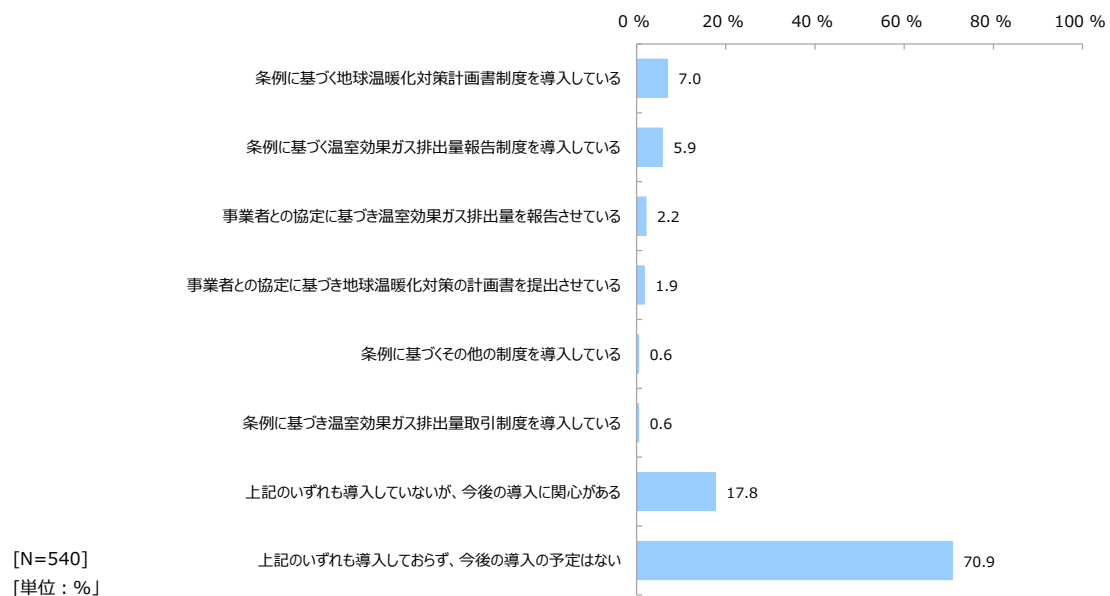


5) 事業者を対象とする報告・計画書制度等の整備・運用状況

回答団体全体のうち、区域施策編を策定している団体において、事業者を対象とする報告・計画書制度等の整備・運用を行っている団体の割合は、「条例に基づく地球温暖化対策計画書制度を導入している。」が 7.0%、「条例に基づく温室効果ガス排出量報告制度を導入している」が 5.9%、「事業者との協定に基づき温室効果ガス排出量を報告させている。」が 2.2%、「事業者との協定に基づき地球温暖化対策の計画書を提出させている。」が 1.9%となっている。

また、現在は導入していないが「今後の導入に関心がある。」と回答した団体は全体の 17.8%である。

図表 42 事業者を対象とする報告・計画書制度等の整備・運用状況
(区域施策編策定済団体のみ)¹²

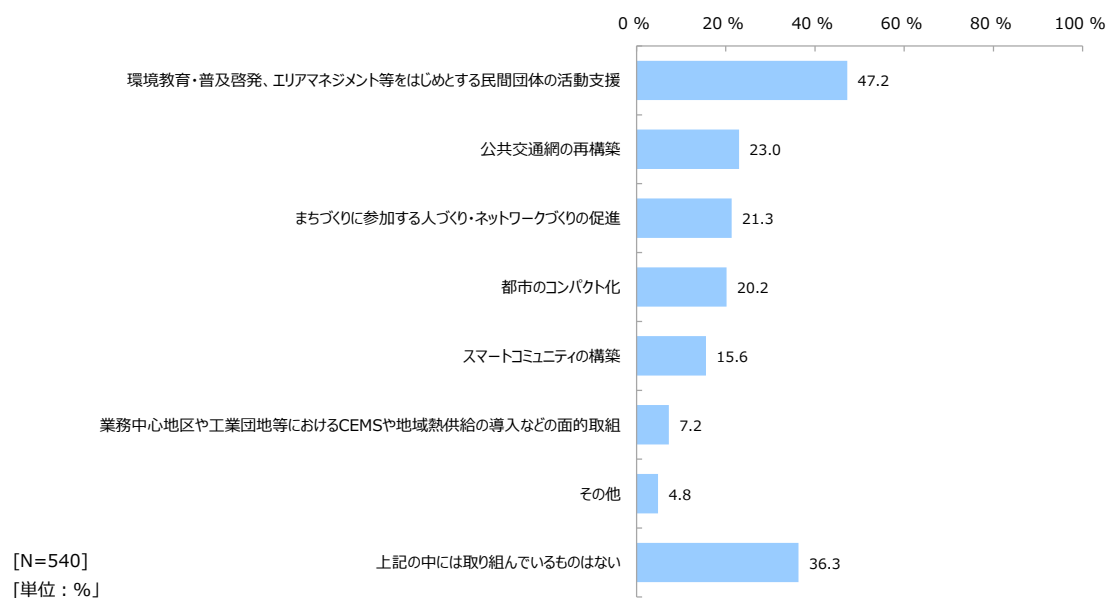


¹² 該当する選択肢を複数選択する設問（回答可能な選択肢数に制限は無し）。図表中の%数は該当選択肢を選択した団体の割合を示す。図表中の N 数は回答団体数を示す。

6) 地域の多様な課題に応える低炭素型の都市・地域づくりの推進として取り組んでいるもの

回答団体全体のうち、区域施策編を策定している団体において、地域の多様な課題に応える低炭素型の都市・地域づくりのために取り組んでいるものとしては、「環境教育・普及啓発、エリアマネジメント等をはじめとする民間団体の活動支援」が47.2%と最も多く、「公共交通網の再構築」が23.0%、「まちづくりに参加する人づくり・ネットワークづくりの促進」が21.3%、「都市のコンパクト化」が20.2%と多くなっている。

図表 43 地域の多様な課題に応える低炭素型の都市・地域づくりの推進として取り組んでいるもの（区域施策編策定済団体のみ）¹³



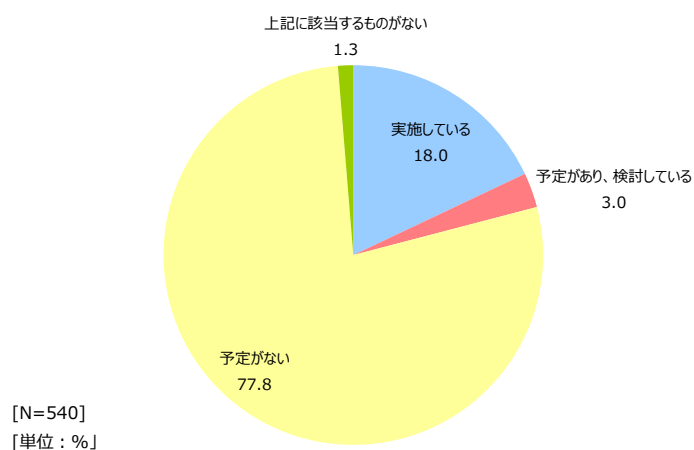
¹³ 該当する選択肢を複数選択する設問（回答可能な選択肢数に制限は無し）。図表中の%数は該当選択肢を選択した団体の割合を示す。図表中のN数は回答団体数を示す。

7) 他の地方公共団体との広域的な協調・連携による地球温暖化対策に資する 施策や事業

①取組状況

回答団体全体のうち、区域施策編を策定している団体において、他の地方公共団体との広域的な協調・連携による地球温暖化対策に資する施策や事業を「実施している。」と回答した団体は 18.0%、「予定があり、検討している。」と回答した団体は 3.0%である。

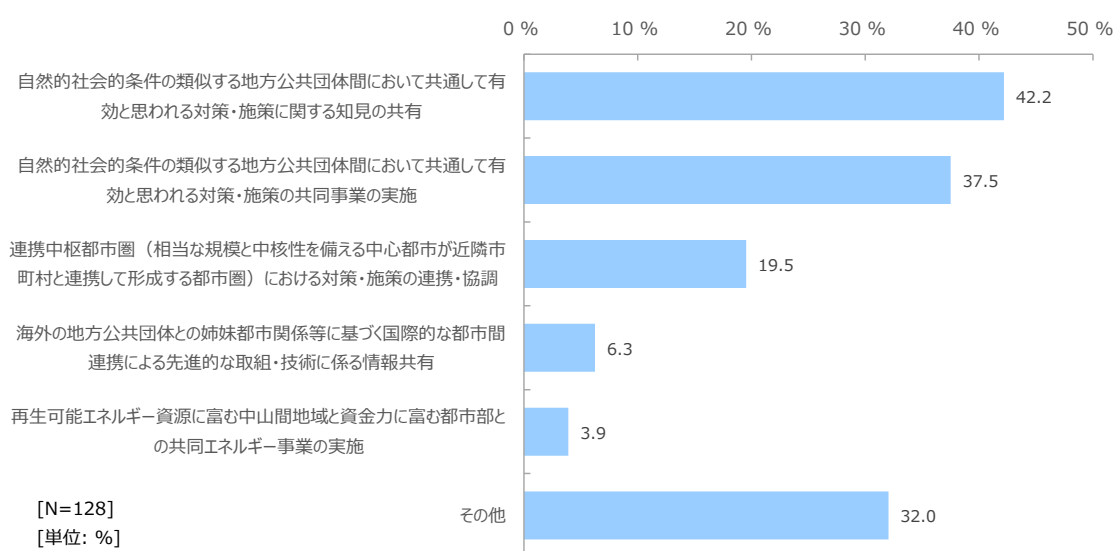
図表 44 他の地方公共団体との広域的な協調・連携による地球温暖化対策に
資する施策や事業の取組状況(区域施策編策定済団体のみ)



②取組内容

都道府県・市町村（特別区含む。）で、他の地方公共団体との広域的な協調・連携による地球温暖化対策に資する施策や事業に取り組んでいると回答した団体の取組内容としては、「自然的社会的条件の類似する地方公共団体間において共通して有効と思われる対策・施策に関する知見の共有」（42.2%）が最も多く、これに「自然的社会的条件の類似する地方公共団体間において共通して有効と思われる対策・施策の共同事業の実施」（37.5%）が続く。

図表 45 他の地方公共団体との広域的な協調・連携による地球温暖化対策に資する施策や事業の内容¹⁴

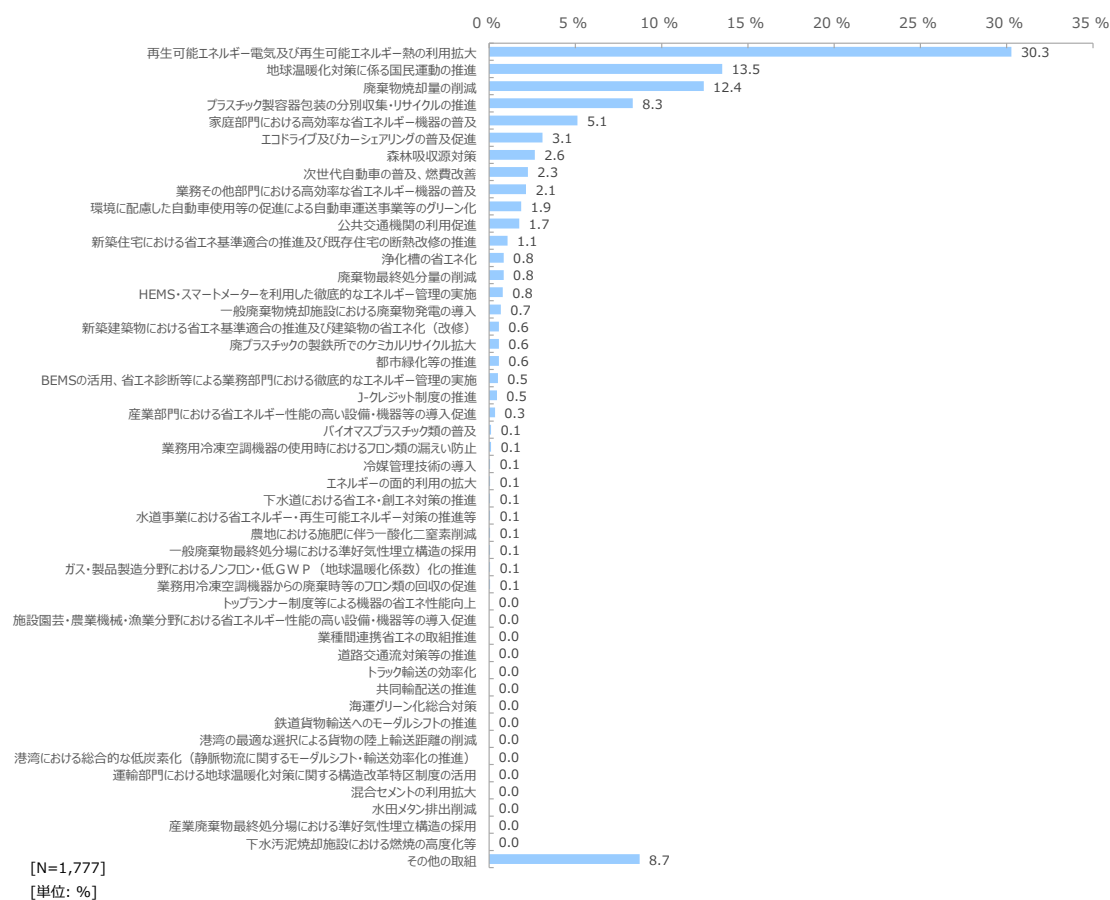


¹⁴ 該当する選択肢を複数選択する設問（回答可能な選択肢数に制限は無し）。図表中の%数は該当選択肢を選択した団体の割合を示す。図表中の N 数は回答団体数を示す。

8) 現在最も力を入れている地域の地球温暖化対策・施策

都道府県・市町村（特別区含む。）において、現在最も力を入れている地域の地球温暖化対策・施策としては、「再生可能エネルギー電気及び再生可能エネルギー熱の利用拡大」（30.3%）が最も多く、「地球温暖化対策に係る国民運動の推進」（13.5%）、「廃棄物焼却量の削減」（12.5%）、「プラスチック製容器包装の分別収集・リサイクルの推進」（8.3%）、「家庭部門における高効率な省エネルギー機器の普及」（5.1%）、と続く。

図表 46 現在最も力を入れている地域の地球温暖化対策・施策¹⁵



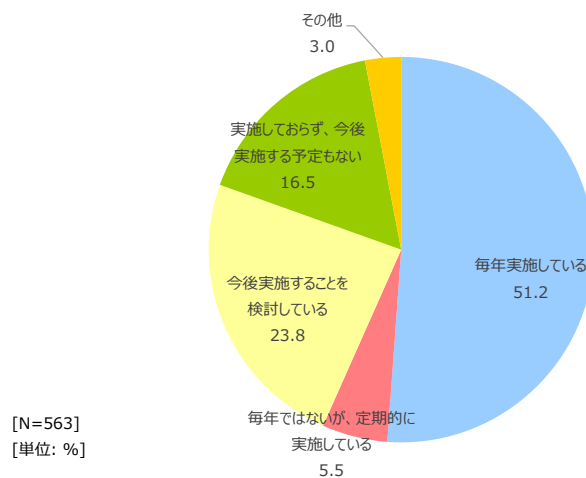
¹⁵ 該当する選択肢を複数選択する設問（回答可能な選択肢数に制限は無し）。図表中の%数は該当選択肢を選択した団体の割合を示す。図表中のN数は回答団体数を示す。

(3) Check

1) 区域施策編策定後の温室効果ガス排出量の算定や対策・施策の効果の把握

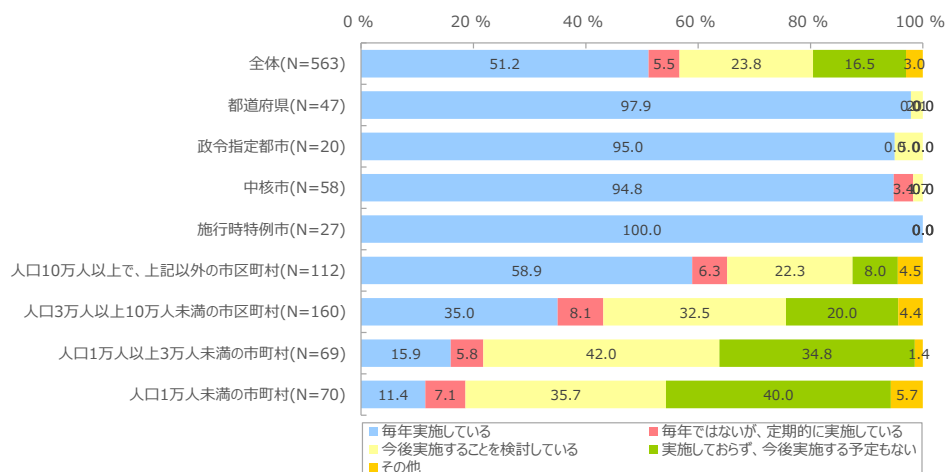
区域施策編を策定済みの団体における点検の実施状況は、「毎年実施している。」団体が51.2%と過半数を超えている。「毎年ではないが、定期的の実施している。」団体(5.5%)を合わせ、6割弱の団体が点検を実施している。

図表 47 区域施策編策定後の温室効果ガス排出量の算定や対策・施策の効果の把握



地方公共団体の区分別に見ると、施行時特例市より人口規模が大きい団体では9割以上が「毎年実施している。」と回答している。一方、それ以外の市町村(特別区含む。)では、人口規模が小さくなるほど、「毎年実施している。」と回答した団体の割合は低下する。

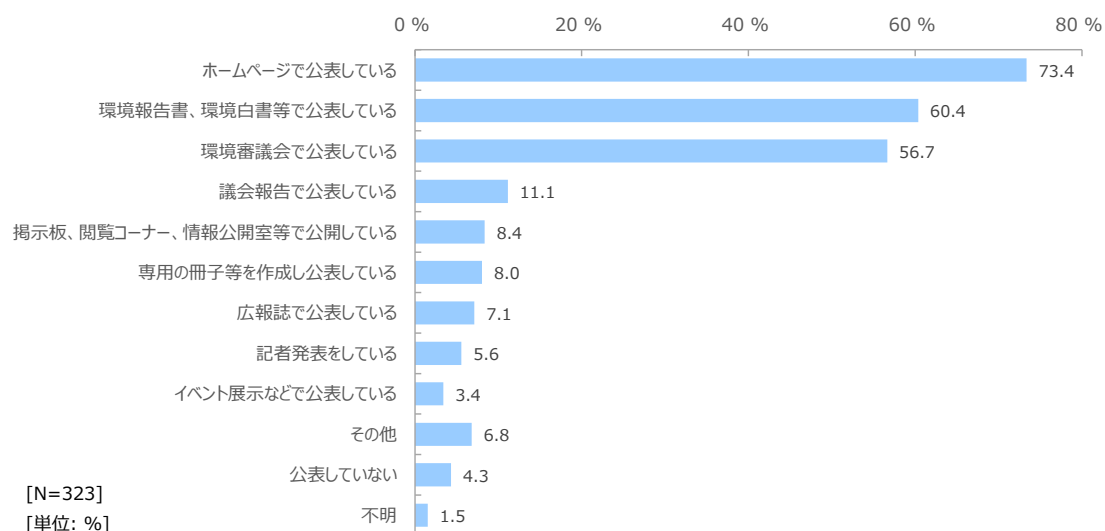
図表 48 区域施策編策定後の温室効果ガス排出量の算定や対策・施策の効果の把握【団体区分別】



2) 区域施策編の進捗評価結果の公表方法

区域施策編の進捗評価を行っていると回答した団体において、進捗評価結果の公表方法としては、「ホームページで公表している。」(73.4%)が最も多く、「環境報告書、環境白書等で公表している。」(60.4%)、「環境審議会で公表している。」(56.7%)と続く。

図表 49 区域施策編の進捗評価結果の公表方法¹⁶



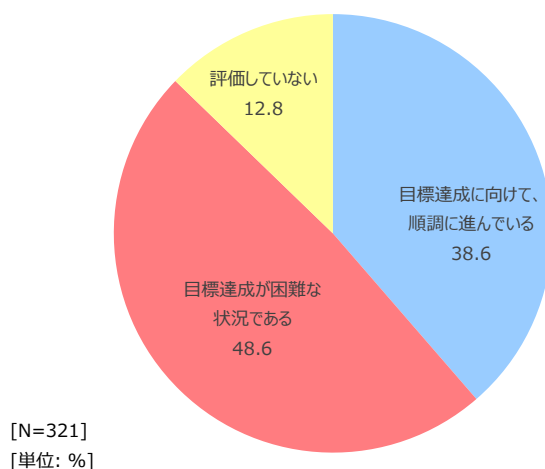
¹⁶ 該当する選択肢を複数選択する設問（回答可能な選択肢数に制限は無し）。図表中の%数は該当選択肢を選択した団体の割合を示す。図表中の N 数は回答団体数を示す。

3) 区域施策編の直近の進捗評価結果に係る担当部局としての評価

区域施策編の進捗評価を行っている団体における直近の進捗評価結果に係る担当部局の評価について、「目標達成に向けて、順調に進んでいる。」と回答した団体は全体の 38.6%である。

一方、「目標達成が困難な状況である。」と回答した団体は全体の 48.6%である。

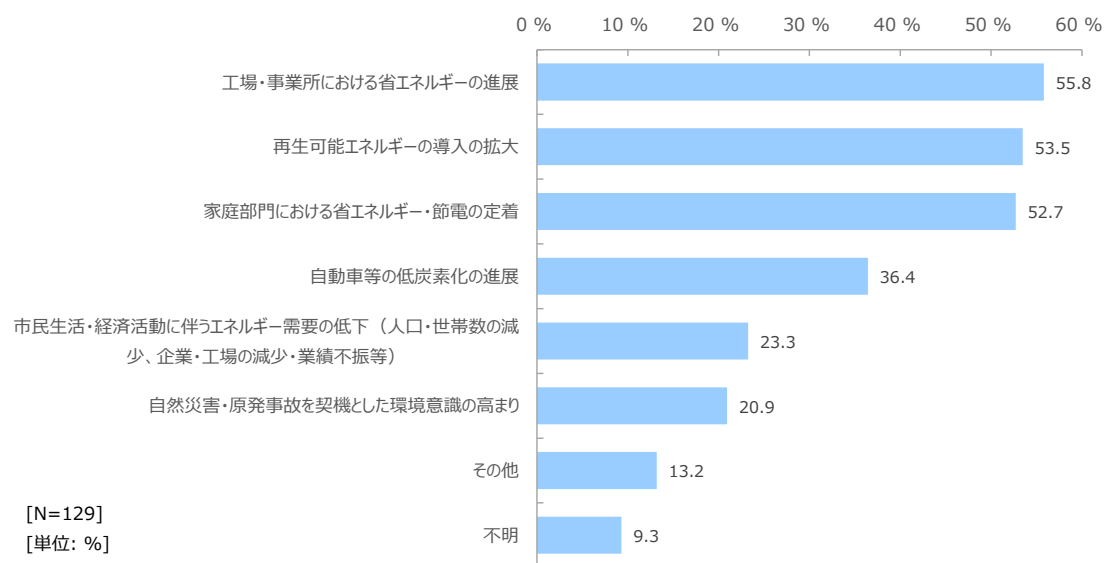
図表 50 区域施策編の直近の進捗評価結果に係る担当部局としての評価



4) <順調>区域施策編の直近の進捗評価結果について、回答した状況に至った主要因

区域施策編の進捗について、「目標達成に向けて、順調に進んでいる。」と回答した団体において、その主要因としては、「工場・事業所における省エネルギーの進展」(55.8%) が最も多く、「再生可能エネルギーの導入の拡大」(53.5%)、「家庭部門における省エネルギー・節電の定着」(52.7%) と続く。

図表 51 <順調>区域施策編の直近の進捗評価結果について、
回答した状況に至った主要因¹⁷

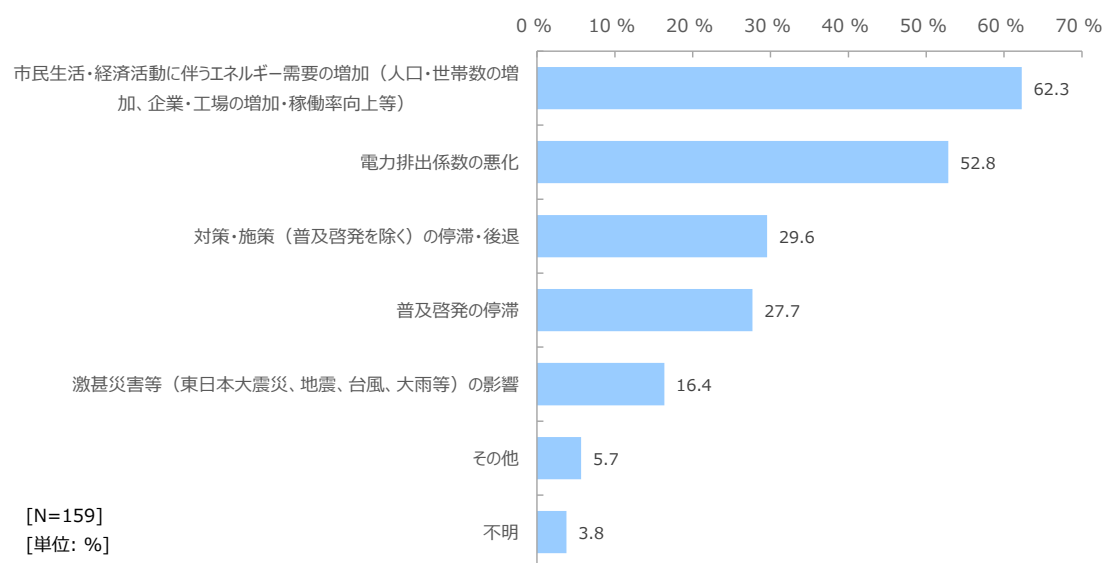


¹⁷ 該当する選択肢を複数選択する設問（回答可能な選択肢数に制限は無し）。図表中の%数は該当選択肢を選択した団体の割合を示す。図表中の N 数は回答団体数を示す。

5) <困難>区域施策編の直近の進捗評価結果について、回答した状況に至った主要因

区域施策編の進捗について、「目標達成が困難な状況である。」と回答した団体において、その主要因としては、回答団体全体では、「市民生活・経済活動に伴うエネルギー需要の増加（人口・世帯数の増加、企業・工場の増加・稼働率向上等）」（62.3%）が最も高く、「電力排出係数の悪化」（52.8%）、「対策・施策（普及啓発を除く）の停滞・後退」（29.6%）と続く。

図表 52 <困難>区域施策編の直近の進捗評価結果について、回答した状況に至った主要因¹⁸

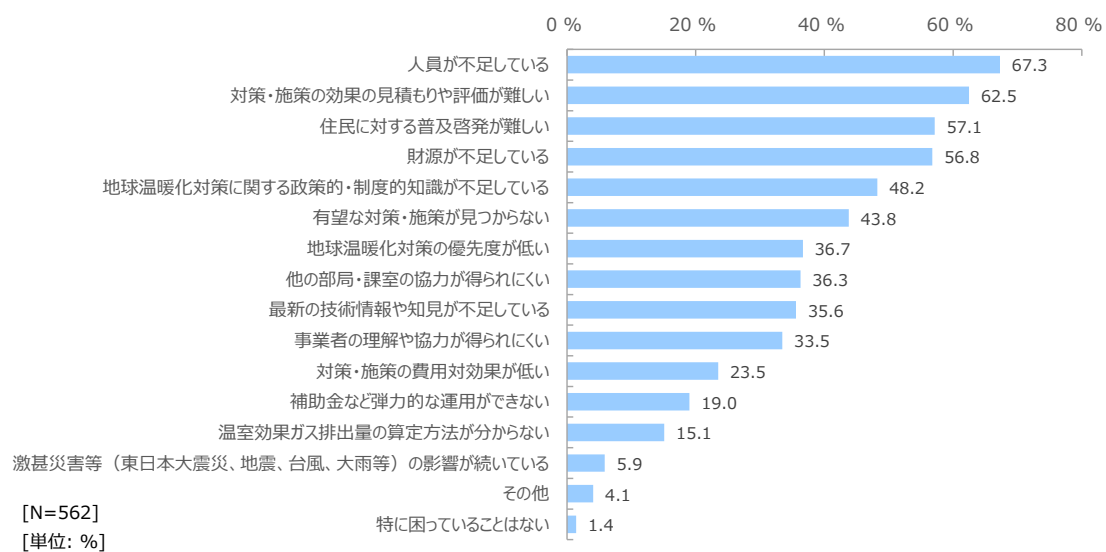


¹⁸ 該当する選択肢を複数選択する設問（回答可能な選択肢数に制限は無し）。図表中の%数は該当選択肢を選択した団体の割合を示す。図表中の N 数は回答団体数を示す。

6) 区域施策編の推進過程で困っていること

区域施策編を策定済みの団体において、その推進過程で困っていることとしては、「人員が不足している。」(67.3%) が最も多く、「対策・施策の効果の見積もりや評価が難しい。」(62.5%)、「住民に対する普及啓発が難しい。」(57.1%)、「財源が不足している。」(56.8%)、「地球温暖化対策に関する政策的・制度的知識が不足している。」(48.2%) と続く。

図表 53 区域施策編の推進過程で困っていること¹⁹

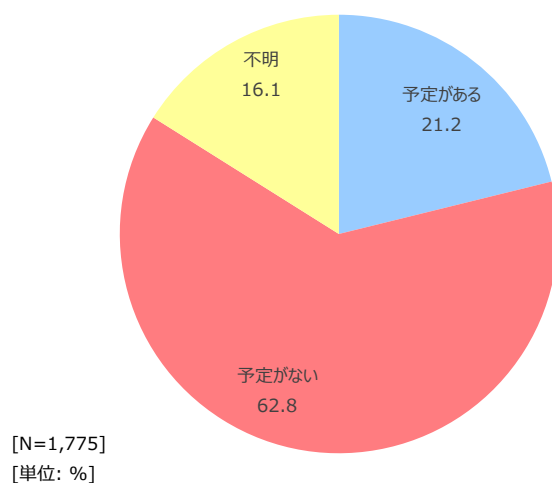


¹⁹ 該当する選択肢を複数選択する設問（回答可能な選択肢数に制限は無し）。図表中の%数は該当選択肢を選択した団体の割合を示す。図表中の N 数は回答団体数を示す。

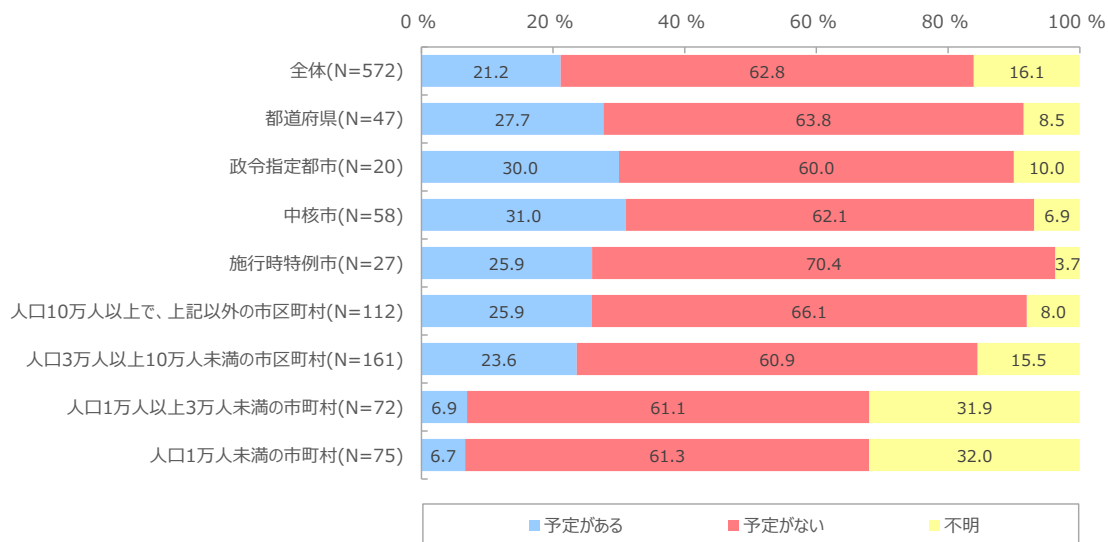
7) 区域施策編の中間見直しの予定の有無

区域施策編を策定済みの団体において、中間見直しの「予定がある。」と回答した団体は 21.2%、「予定がない。」と回答した団体は 62.8%である。

図表 54 区域施策編の中間見直しの予定の有無



図表 55 区域施策編の中間見直しの予定の有無【団体区分別】

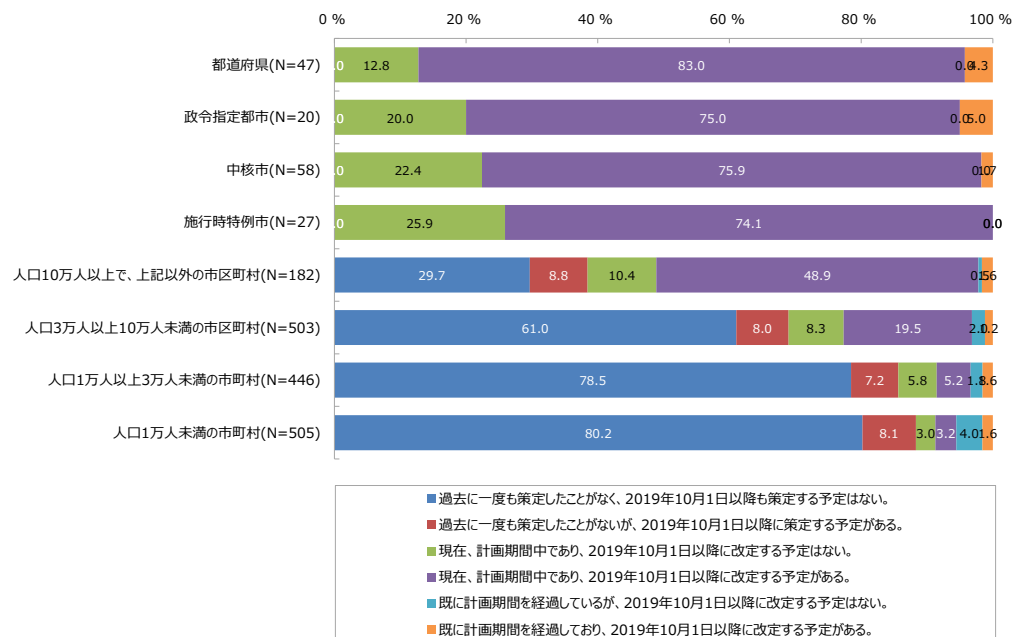


(4) Act

1) 計画期間終了後の円滑な改定

都道府県・市町村（特別区含む。）について、地方公共団体の区分別に、最新の地方公共団体実行計画（区域施策編）の策定・改定状況を見ると、都道府県及び施行時特例市以上の市においては策定済み団体のほとんどが計画期間中である。それより規模の小さい市町村（特別区含む。）ではそもそも計画を策定していない団体が多い。

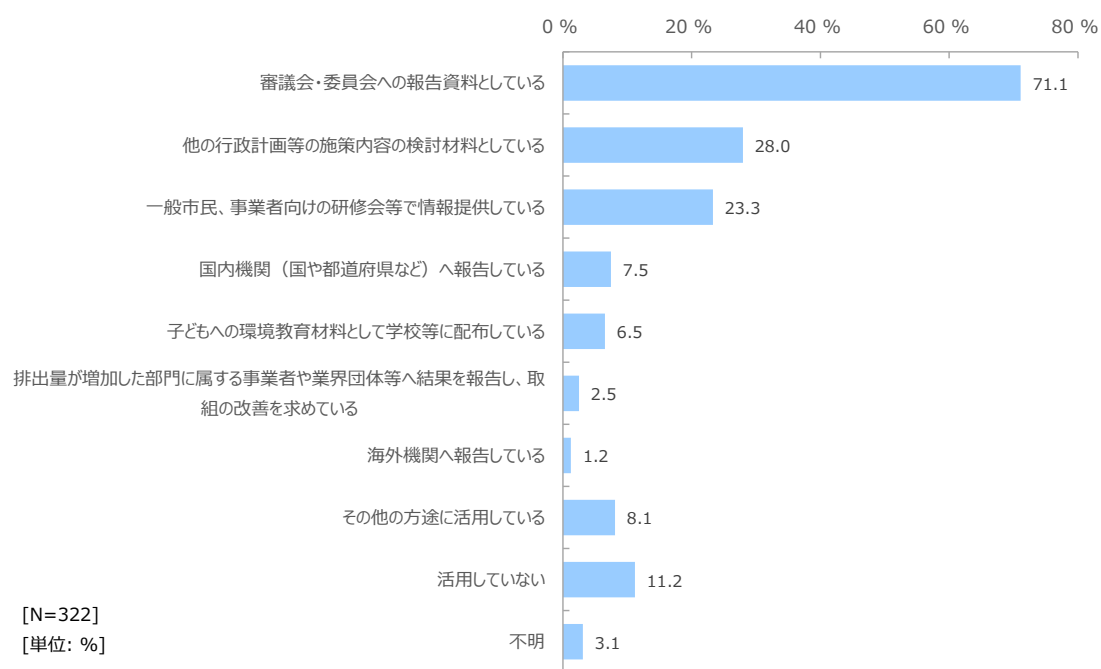
図表 56 区域施策編の策定・改定の状況（再掲）



2) 点検結果の活用

区域施策編の進捗評価を行っている団体において、進捗評価結果の公表以外の取り扱いとしては、「審議会・委員会への報告資料としている。」（71.1%）が最も多く、「他の行政計画等の施策内容の検討材料としている。」（28.0%）、「一般市民、事業者向けの研修会等で情報提供している。」（23.3%）と続く。

図表 57 区域施策編の進捗評価結果の公表以外の取り扱い²⁰



²⁰ 該当する選択肢を複数選択する設問（回答可能な選択肢数に制限は無し）。図表中の%数は該当選択肢を選択した団体の割合を示す。図表中の N 数は回答団体数を示す。

4. テーマ別分析

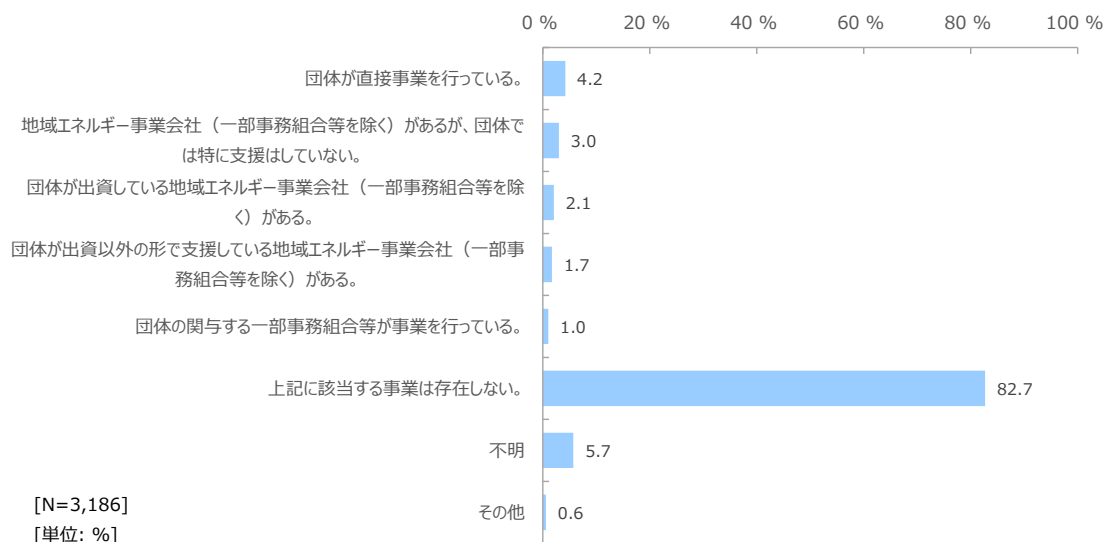
(1) 地域エネルギー事業の実施状況

1) 地域エネルギー事業の取組状況

地域エネルギー事業の取組状況は、回答団体全体では、「該当する事業は存在しない。」(82.7%)が最も多く、地域エネルギー事業に取り組んでいない団体が大部分を占めている。

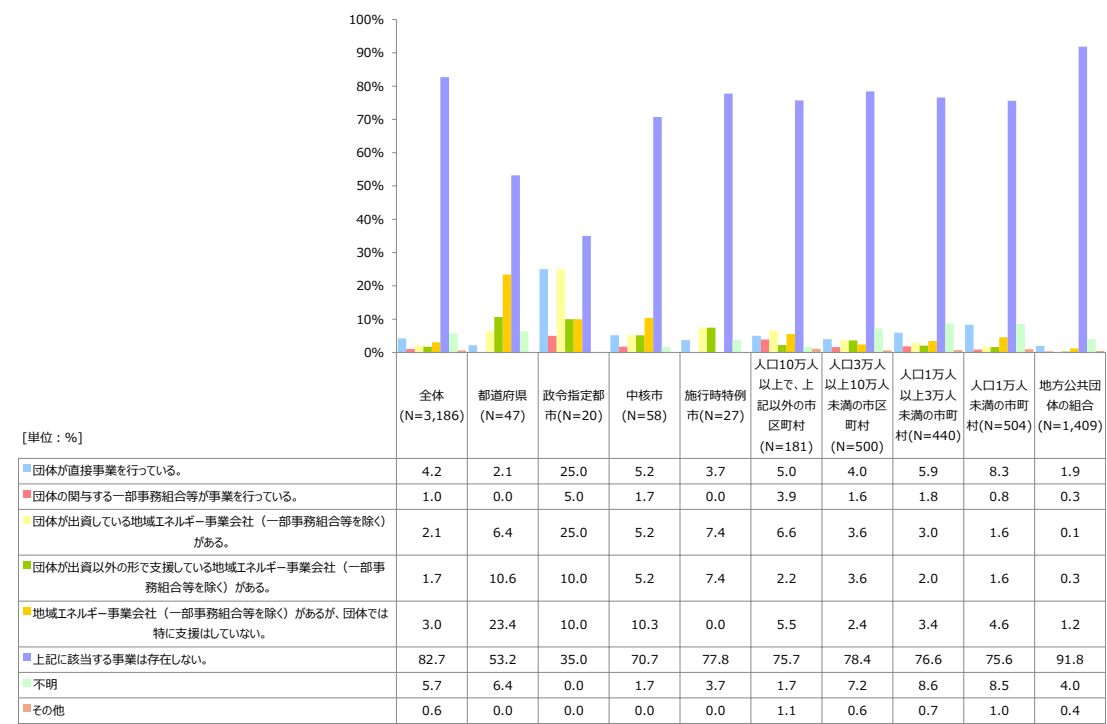
地域エネルギー事業の取組内容としては、「団体が直接事業を行っている。」(4.2%)が最も多く、次いで「地域エネルギー事業会社（一部事務組合等を除く）があるが、団体では特に支援はしていない。」(3.0%)があるが、団体では特に支援はしていない。」(3.0%)が多い。

図表 58 地域エネルギー事業の取組状況



地方公共団体の区分別に見ると、地域エネルギー事業の実施率が最も高いのは政令指定都市である。

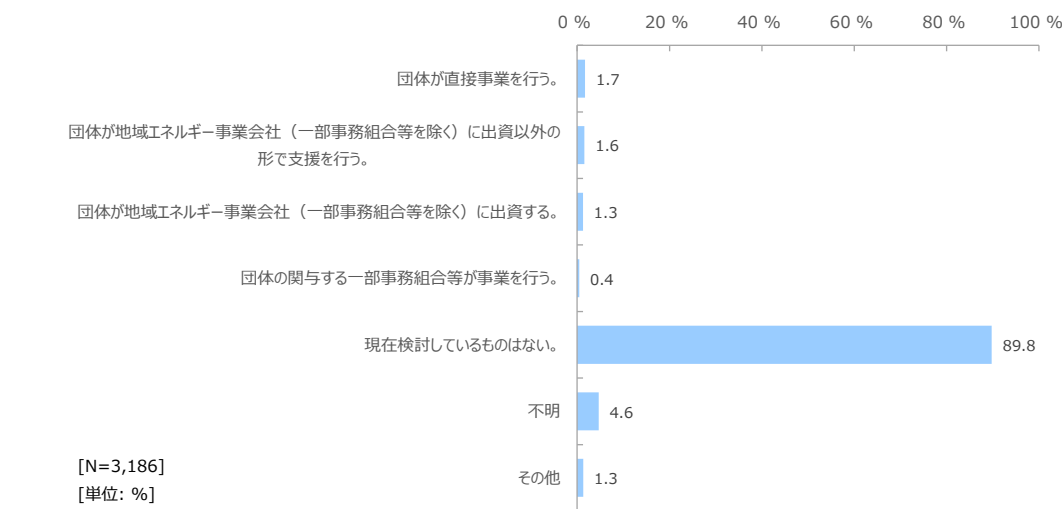
図表 59 地域エネルギー事業の取組状況【団体区分別】



2) 地域エネルギー事業の検討状況

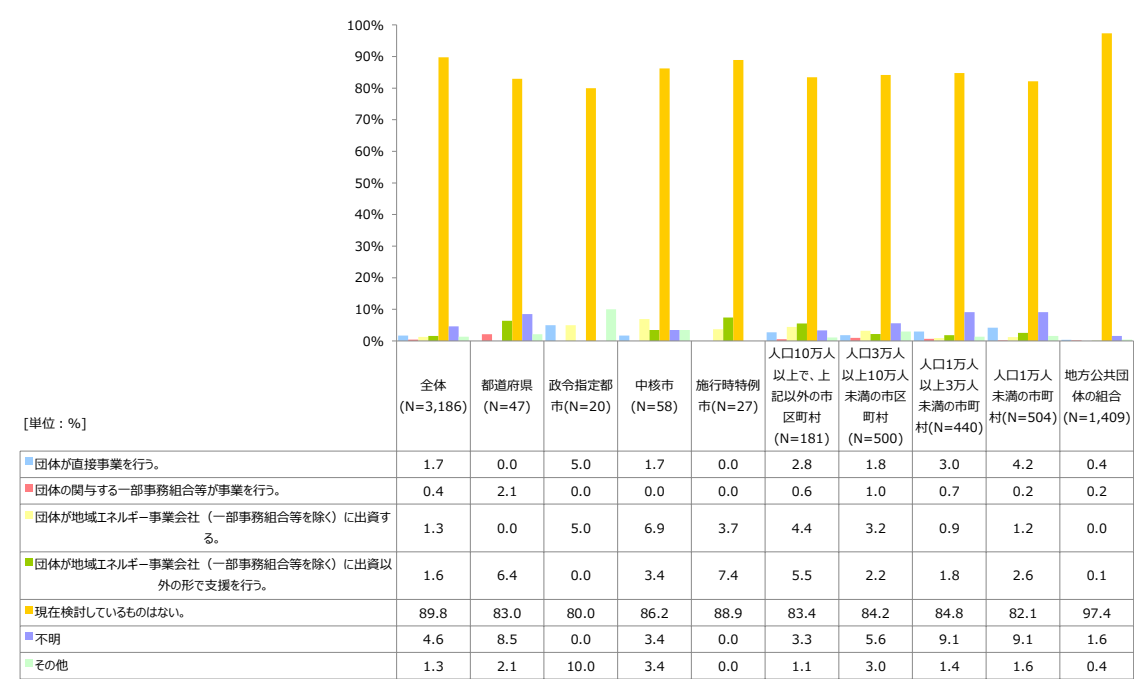
地域エネルギー事業の検討状況は、回答団体全体では、「現在検討しているものはない。」（89.8%）が多いが、「団体が直接事業を行う。」（1.7%）をはじめ、地域エネルギー事業を検討している団体も存在する。

図表 60 地域エネルギー事業の検討状況



地方公共団体の区分別に見ると、政令指定都市や中核市では、他の団体区分に比べると、地域エネルギー事業を検討している団体の割合が相対的に高い。それ以外の市町村（特別区含む。）に関しては、人口による違いはあまり見られない。

図表 61 地域エネルギー事業の検討状況【団体区分別】

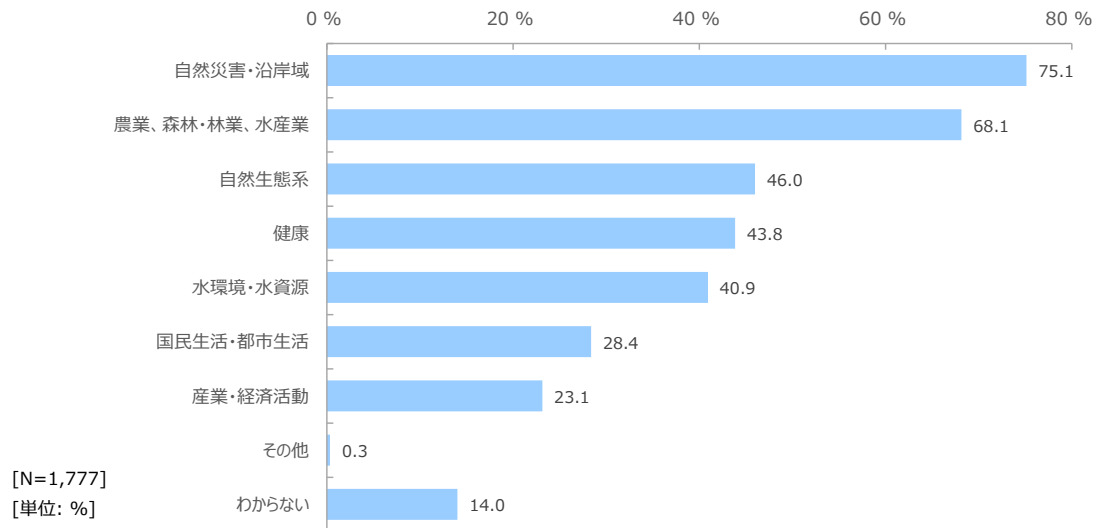


（２）気候変動適応に関する取組状況

１）気候変動の影響が懸念される分野

都道府県・市町村（特別区含む。）において、気候変動の影響が懸念される分野としては、「自然災害・沿岸域」（75.1%）が最も多く、「農業、森林・林業、水産業」（68.1%）、「自然生態系」（46.0%）、「健康」（43.8%）と続く。

図表 62 気候変動の影響が懸念される分野²¹



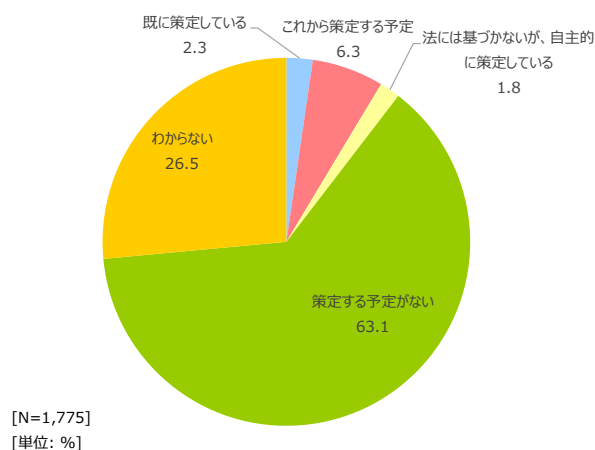
²¹ 該当する選択肢を複数選択する設問（回答可能な選択肢数に制限は無し）。図表中の%数は該当選択肢を選択した団体の割合を示す。図表中の N 数は回答団体数を示す。

2) 地域気候変動適応計画の策定状況

都道府県・市町村（特別区含む。）における地域気候変動適応計画の策定状況としては、「策定する予定がない」（63.1%）が最も多い。

一方、「既に策定している」団体は 2.3%、「これから策定する予定」団体も 6.3%、「法には基づかないが、自主的に策定している」団体も 1.8%存在している。

図表 63 地域気候変動適応計画の策定状況

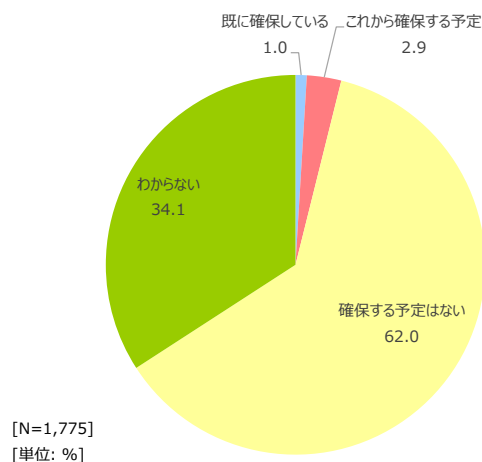


3) 地域気候変動適応センターの確保状況

都道府県・市町村（特別区含む。）における地域気候変動適応センターの確保状況について、「確保する予定はない」（62.0%）が最も多い。「既に確保している」団体は 1.0%、「これから確保する予定」の団体は 2.9%に留まる。

地方公共団体の区分別に見ると、都道府県では「既に確保している」、「これから確保する予定」の団体があわせて 8 割以上となっている。

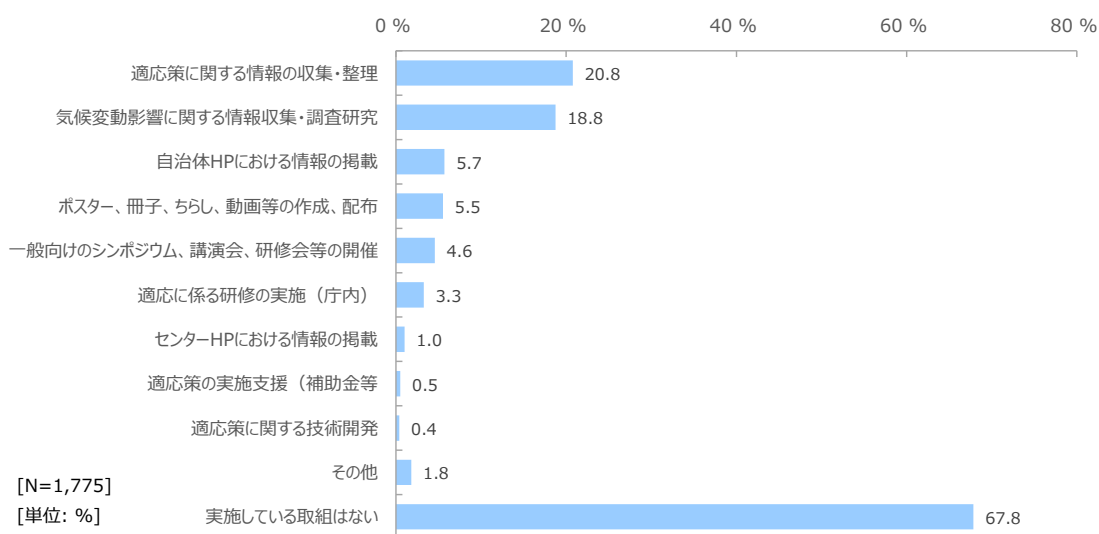
図表 64 地域気候変動適応センターの確保状況



4) 気候変動影響及び適応に関する情報の収集・提供等に係る取組の実施内容

都道府県・市町村（特別区含む。）における気候変動影響及び適応に関する情報の収集・提供等に係る取組の実施内容について、「適応策に関する情報の収集・整理」（20.8%）が最も多く、「気候変動影響に関する情報収集・調査研究」（18.8%）と続く。「実施している取組はない」団体は 67.8%となっている。

図表 65 気候変動影響及び適応に関する情報の収集・提供等に係る取組の実施内容²²



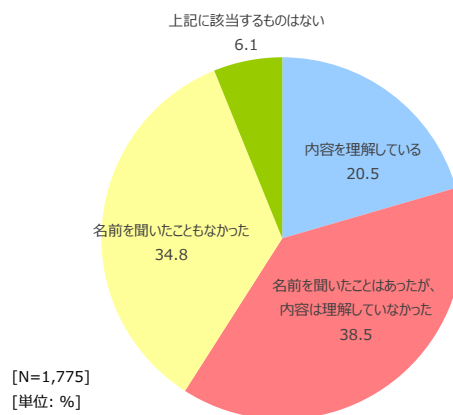
²² 該当する選択肢を複数選択する設問（回答可能な選択肢数に制限は無し）。図表中の%数は該当選択肢を選択した団体の割合を示す。図表中の N 数は回答団体数を示す。

（３）地域循環共生圏に関する取組状況

１） 地域循環共生圏の認知度

都道府県・市町村（特別区含む。）における地域循環共生圏の認知度について、「名前を聞いたことはあったが、内容は理解していなかった」（38.5%）、「名前を聞いたこともなかった」（34.8%）団体が合わせて 7 割以上となっている。「内容を理解している」団体は 20.5%に留まる。

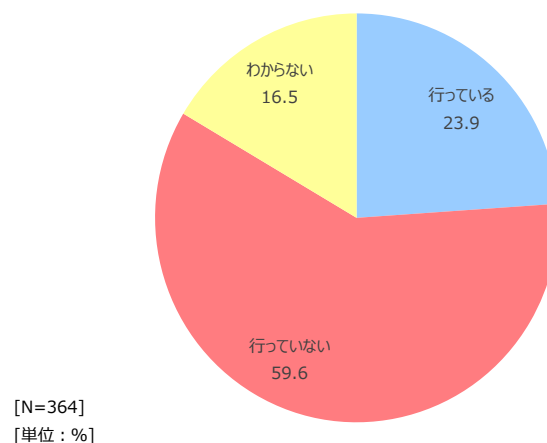
図表 66 地域循環共生圏の認知度



２） 地域循環共生圏の概念に沿った具体的な取組の実施有無

地域循環共生圏の概念を理解している団体において、具体的な取組を「行っている」団体は 23.9%である。

図表 67 地域循環共生圏の概念に沿った具体的な取組の実施有無



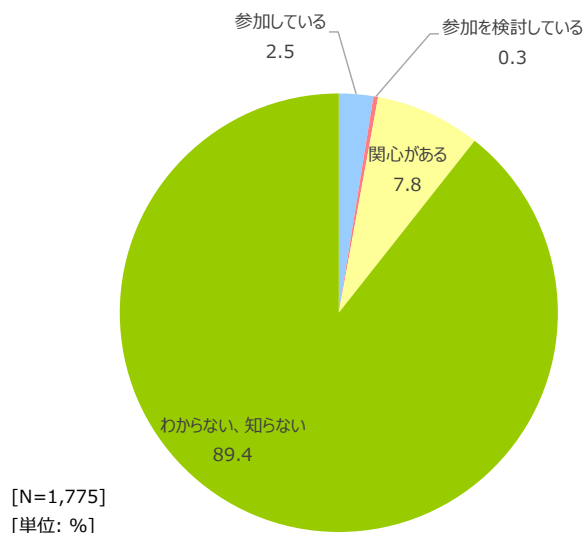
(4) 国際イニシアチブへの参加状況

1) 気候変動に対するイニシアチブへの参加状況

都道府県・市町村（特別区含む。）における気候変動に対するイニシアチブへの参加状況について、「わからない、知らない」団体が約 9 割（89.4%）となっている。「参加している」団体は 2.5%で、「参加を検討している」団体は 0.3%、「関心がある」団体も 7.8%存在している。

地方公共団体の区分別に見ると、政令指定都市においては「参加している」、「参加を検討している」団体があわせて 5 割以上となっている。

図表 68 気候変動に対するイニシアチブへの参加状況

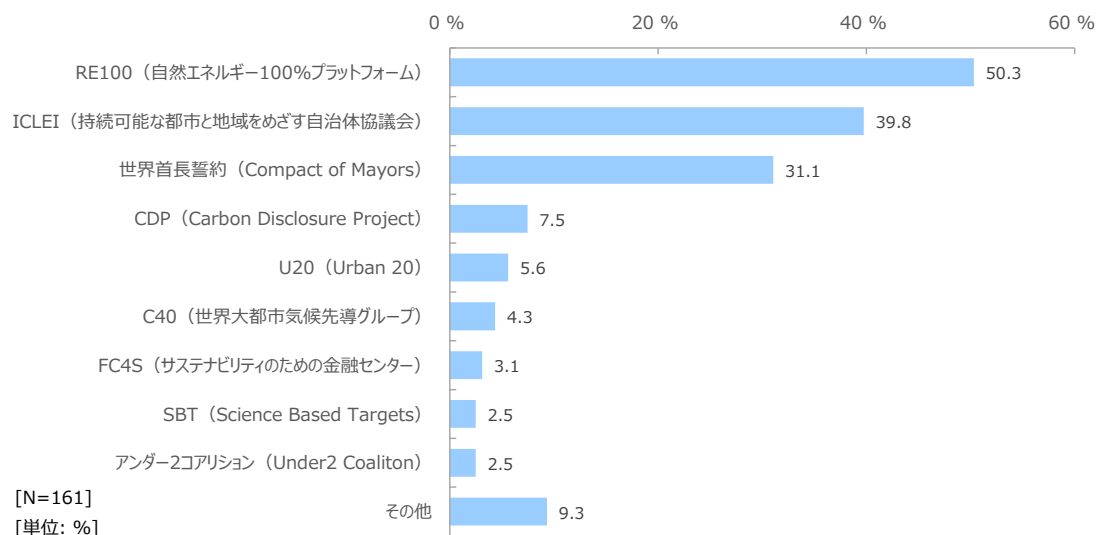


2) 参加している（もしくは参加を検討している、参加に関心がある）イニシアチブ

気候変動に対するイニシアチブへ参加している、もしくは参加を検討している、関心がある団体における、参加（もしくは参加を検討している、参加に関心がある）イニシアチブは、「RE100（自然エネルギー100%プラットフォーム）」（50.3%）が最も多く、「ICLEI（持続可能な都市と地域をめざす自治体協議会）」（39.8%）、「世界首長誓約（Compact of Mayors）」（31.1%）と続く。

地方公共団体の区分別に見ると、政令指定都市、人口 1 万人未満の市町村では「ICLEI（持続可能な都市と地域をめざす自治体協議会）」の割合が最も多い。

図表 69 参加している（もしくは参加を検討している、参加に関心がある）イニシアチブ²³



²³ 該当する選択肢を複数選択する設問（回答可能な選択肢数に制限は無し）。図表中の%数は該当選択肢を選択した団体の割合を示す。図表中の N 数は回答団体数を示す。

